

平成25年7月30日

教育委員会定例会議案書

草津市教育委員会

付議事項

- 議第34号 草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則案
- 議第35号 草津市教育委員会事務外部評価委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて
- 議第36号 草津市立少年センター運営委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて
- 議第37号 草津市図書館協議会委員の委嘱につき議決を求めることについて
- 議第38号 草津市立教育研究所運営委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて

議第34号

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則案

上記の議案を提出する。

平成25年7月30日

草津市教育委員会
教育長 三木 逸郎

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則（昭和41年草津市教育委員会規則第6号）の一部を次のように改正する。

第3条の表学校教育課の項第11号中「同和」を「人権・同和」に改め、同項中第26号を削り、第27号を第26号とし、第28号から第34号までを1号ずつ繰り上げる。

付 則

この規則は、公布の日からから施行する。

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則 新旧対照表

新 規 則		旧 規 則	
第1条～第2条（略） （事務分掌） 第3条		第1条～第2条（略） （事務分掌） 第3条	
（略）	（略）	（略）	（略）
学校教育課	(1)～(10)（略） (11) <u>人権・同和教育研究大会</u> に関する <u>こと</u> 。 (12)～(25)（略） (26) <u>私立幼稚園との連絡調整</u> に関する <u>こと</u> 。 (27) <u>就園奨励費</u> に関する <u>こと</u> 。 (28) <u>幼稚園保育料等の徴収</u> に関する <u>こと</u> 。 (29) <u>児童通学支援事業</u> に関する <u>こと</u> 。 (30) <u>学校の設置および廃止</u> に関する <u>こと</u> 。 (31) <u>所管にかかる財産の取得、管理および処分</u> に関する <u>こと</u> 。 (32) <u>所属する教育部副部長所管内所属の連絡調整</u> に関する <u>こと</u> 。 (33) <u>課の一般庶務</u> に関する <u>こと</u> 。	学校教育課	(1)～(10)（略） (11) <u>同和教育研究大会</u> に関する <u>こと</u> 。 (12)～(25)（略） (26) <u>幼稚園整備審議会</u> に関する <u>こと</u> 。 (27) <u>私立幼稚園との連絡調整</u> に関する <u>こと</u> 。 (28) <u>就園奨励費</u> に関する <u>こと</u> 。 (29) <u>幼稚園保育料等の徴収</u> に関する <u>こと</u> 。 (30) <u>児童通学支援事業</u> に関する <u>こと</u> 。 (31) <u>学校の設置および廃止</u> に関する <u>こと</u> 。 (32) <u>所管にかかる財産の取得、管理および処分</u> に関する <u>こと</u> 。 (33) <u>所属する教育部副部長所管内所属の連絡調整</u> に関する <u>こと</u> 。 (34) <u>課の一般庶務</u> に関する <u>こと</u> 。
（略）	（略）	（略）	（略）
第4条（略） <u>付 則</u> <u>この規則は、公布の日から施行する。</u>		第4条（略）	

草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則（抄）

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第18条第2項の規定に基づき、草津市教育委員会（以下「委員会」という。）の権限に属する事務を処理するため委員会事務局（以下「事務局」という。）の内部組織について定めるものとする。

第2章 組織

（組織）

第2条 事務局に次の課等を置く。

教育総務課

教育施設整備室

生涯学習課

スポーツ保健課

文化財保護課

学校教育課

2 前項に規定する課において、事務の円滑な遂行のため、グループを定め、グループ長を置くことができる。

第3章 事務の分掌

（事務分掌）

第3条 前条に規定する課等の分掌事務は、次のとおりとする。

学校教育課	<ul style="list-style-type: none"> (1) 学校教育の指導助言および教育課程に関すること。 (2) 学習指導、生徒指導および進路指導に関すること。 (3) 特別支援教育に関すること。 (4) 教科書の採択およびその他の教材の取り扱いに関すること。 (5) 教育研究資料の調査、作成および出版に関すること。 (6) 教育研究所との連絡調整に関すること。 (7) 学校における人権・同和教育の総合企画に関すること。 (8) 学校における人権・同和教育の指導助言に関すること。 (9) 対象地域内の児童生徒の学力向上および教育文化の振興に関すること。
-------	--

	<p>ること。</p> <p>(10) 教育集会所に関すること。</p> <p>(11) 同和教育研究大会に関すること。</p> <p>(12) 県費負担教職員の任免および進退の内申に関すること。</p> <p>(13) 教職員の服務の監督および研修に関すること。</p> <p>(14) 幼稚園および学校の職員の配置異動に関すること。</p> <p>(15) 学校の管理運営および組織編成に関すること。</p> <p>(16) 県費負担教職員に係る職員団体に関すること。</p> <p>(17) 学齢簿の編成保管に関すること。</p> <p>(18) 児童、生徒の就学および転入に関すること。</p> <p>(19) 就学奨励費に関すること。</p> <p>(20) 通学区域の設定および変更に関すること。</p> <p>(21) 児童、生徒の就学に係る指定校の変更、区域外就学等に関する こと。</p> <p>(22) 幼児の就園および転入に関すること。</p> <p>(23) 幼稚園教育の指導助言、教育課程および教材の取り扱いに関する こと。</p> <p>(24) 幼稚園教員の配置計画および研修に関すること。</p> <p>(25) 幼稚園の将来ビジョンの策定および推進に関すること。</p> <p>(26) 幼稚園整備審議会に関すること。</p> <p>(27) 私立幼稚園との連絡調整に関すること。</p> <p>(28) 就園奨励費に関すること。</p> <p>(29) 幼稚園保育料等の徴収に関すること。</p> <p>(30) 児童通学支援事業に関すること。</p> <p>(31) 学校の設置および廃止に関すること。</p> <p>(32) 所管にかかる財産の取得、管理および処分に関すること。</p> <p>(33) 所属する教育部副部長所管内所属の連絡調整に関すること。</p> <p>(34) 課の一般庶務に関すること。</p>
--	---

議第35号

草津市教育委員会事務外部評価委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成25年7月30日

草津市教育委員会
教育長 三木 逸郎

草津市教育委員会事務外部評価委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて

次の者を、草津市教育委員会事務外部評価委員会委員に委嘱することにつき、草津市教育委員会附属機関運営規則（平成25年草津市教育委員会規則第2号）第2条の規定により、本委員会の議決を求める。

記

区分	氏名	備考
学識経験を有する者	兒玉 典子	滋賀大学 教育学部長
学校教育の関係者	久保 明雄	元公立中学校長
公募市民	長谷川 奈緒	

草津市教育委員会附属機関運営規則 (抄)

(趣旨)

第1条 この規則は、草津市附属機関設置条例(平成25年草津市条例第3号。以下「条例」という。)別表第2に掲げる教育委員会の附属機関(以下「附属機関」という。)の組織、運営その他必要な事項に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 附属機関の委員は、別表第1の委員資格者の欄に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

(任期)

第3条 附属機関の委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 別表第2に掲げる附属機関の委員の任期は、前項本文の規定にかかわらず、それぞれ同表任期の欄に掲げるとおりとする。

(委員長等)

第4条 附属機関に委員長および副委員長を置く。

2 前項の規定は、委員長の名称に会長その他これに類する名称を、副委員長の名称に副会長その他これに類する名称を用いることを妨げるものではない。

3 委員長(会長その他これに類する名称である場合を含む。以下同じ。)および副委員長(副会長その他これに類する名称である場合を含む。以下同じ。)は、委員の互選によりこれを定める。

4 委員長は、附属機関を代表し、会務を総理する。

5 副委員長は、委員長に事故があるときまたは委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 委員長および副委員長とともに事故があるときまたは委員長および副委員長がともに欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(附属機関の会議)

第5条 附属機関の会議は、委員長が招集する。ただし、委員長、副委員長および前条第5項の規定により指名された委員の全てが不在の場合は、教育委員会が招集する。

2 委員長は、会議の議長となる。

(定足数および議決の方法)

第6条 附属機関の会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

2 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

3 前2項の規定にかかわらず、別表第3に掲げる附属機関の定足数および議決の方法は、それぞれ同表の定足数および議決の方法の欄に掲げるとおりとする。

(関係人の出席等)

第7条 附属機関は、必要と認めたときは、その議事に関し専門的知識を持つ者または関係人を出席させ、説明または意見を聴くことができる。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(庶務)

第9条 別表第1に掲げる附属機関の庶務は、同表所属の欄に掲げる所属がこれを行う。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか附属機関の運営に関し必要な事項は、委員長が附属機関の会議に諮ってこれを定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。

(草津市幼稚園教育整備審議会設置規則の廃止)

2 草津市幼稚園教育整備審議会設置規則(昭和62年草津市教育委員会規則第10号)は、廃止する。

(任期の特例)

3 第3条本文の規定にかかわらず、この規則の施行後、初めて委嘱され、または任命される委員の任期は、委嘱の日から教育委員会が別に定める日までとする。

別表第1 (第2条・第9条関係)

附属機関の名称	委員資格者	所属
草津市教育委員会 事務外部評価委員 会	(1) 学識経験を有する者 (2) 学校教育の関係者 (3) 公募市民	教育委員会事務 局教育総務課

別表第2 (第3条第2項関係)

附属機関の名称	任期
草津市教育委員会事務外部評価委員 会	委嘱の日から当該委嘱の日の属する年度の末 日まで

議第36号

草津市立少年センター運営委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成25年7月30日

草津市教育委員会
教育長 三木 逸郎

草津市立少年センター運営委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて

次の者を、草津市立少年センター運営委員会委員に委嘱することにつき、草津市立少年センター条例施行規則（平成14年草津市教育委員会規則第17号）第7条の規定により、本委員会の議決を求める。

記

区 分	氏 名	備 考
少年問題に関係ある機関または団体の代表	高橋 秀和	草津警察署生活安全課長
	津田 正慎	草津市青少年育成市民会議代表
	柴田 弘三	草津市少年補導委員会代表
	仲井 みさゑ	草津市更生保護女性会代表
	川瀬 吉明	草津市民生委員児童委員協議会代表
	小寺 一久	草津保護区草津支部保護司会代表
	前田 麻由美	草津市PTA連絡協議会代表
関係教育機関の職員	山元 孝子	市小学校校長会代表 笠縫小学校校長
	日高 三行	市中学校校長会代表 草津中学校校長
	森野 邦彦	市内高等学校代表 草津高等学校校長
公募による市民	今江 明弘	
その他教育委員会が必要と認める者	植崎 勝美	草津市自治連合会代表
	高城 慶生	草津公共職業安定所総括職業指導官

草津市立少年センター条例施行規則（抄）

（運営委員会の組織）

第7条 運営委員会は、委員15人以内で組織し、次に掲げる者のなかから教育委員会が委嘱し、または任命する。

- (1) 少年問題に関係ある機関または団体の代表
- (2) 関係教育機関の職員
- (3) 公募による市民
- (4) その他教育委員会が必要と認める者

（委員の任期）

第8条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。

（運営委員会委員長および副委員長）

第9条 運営委員会に委員長および副委員長を置く。

- 2 委員長および副委員長は、委員の互選により定める。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

（運営委員会の会議）

第10条 運営委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、委員長が会議の議長となる。

- 2 会議は、半数以上の委員が出席しなければこれを開くことができない。
- 3 委員長は、半数以上の委員から審議事項を示して、会議の招集の請求があったときは、これを招集しなければならない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

議第37号

草津市図書館協議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成25年7月30日

草津市教育委員会
教育長 三木 逸郎

草津市図書館協議会委員の委嘱につき議決を求めることについて

次の者を、草津市図書館協議会委員に委嘱することにつき、図書館法（昭和25年法律第118号）第15条および草津市立図書館設置条例（昭和58年草津市条例第15号）第3条の規定により、本委員会の議決を求める。

記

区 分	氏 名	備 考
家庭教育の向上に資する活動を行う者	末谷 朋美	草津市PTA連絡協議会 会長

草津市立図書館設置条例（抄）

（図書館協議会）

第3条 草津市立図書館に法第14条第1項に規定する図書館協議会（以下「協議会」という。）を置く。

2 協議会は、委員10人以内をもつて組織する。

3 委員は、次に掲げる者のうちから、教育委員会が委嘱し、または任命する。

(1) 学校教育の関係者

(2) 社会教育の関係者

(3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

(4) 学識経験のある者

4 委員の任期は2年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任されることを妨げない。

5 前各項に定めるもののほか、協議会の組織および運営に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

議第38号

草津市立教育研究所運営委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成25年7月30日

草津市教育委員会
教育長 三木 逸郎

草津市立教育研究所運営委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて

次の者を、草津市立教育研究所運営委員会委員に委嘱することにつき、草津市立教育研究所規則（昭和55年草津市教育委員会規則第3号）第7条の規定により、本委員会の議決を求める。

記

区分	委嘱・任命する者	備考
校長会の代表	宮地 均	志津小学校校長
	北川 健	高穂中学校校長
教頭会の代表	森 登世美	玉川中学校教頭
小中学校教員の代表	丸山 めぐみ	笠縫小学校教員
	服部 泰子	草津中学校教員
市社会教育委員の代表	檀原 弘行	草津市社会教育委員会議 委員長
市PTA連絡協議会の代表	前田麻由美	草津市PTA連絡協議会 副会長
市同和教育推進協議会の代表	植崎 勝美	草津市同和教育推進協議会 会長
公募による市民	森下 伊世	
	宇野 裕美	
	吉江 崇	

草津市立教育研究所規則（抄）

（草津市立教育研究所運営委員会）

第7条

草津市立教育研究所運営委員会（以下「運営委員会」という。）の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱し、または任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 校長会の代表
- (3) 教頭会の代表
- (4) 小中学校教員の代表
- (5) 市社会教育委員の代表
- (6) 市PTA連絡協議会の代表
- (7) 市同和教育推進協議会の代表
- (8) 公募による市民

2 委員の任期は1年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 運営委員会に、会長および副会長をそれぞれ1人置き、委員の互選により選出する。

4 運営委員会の会長は、運営委員会を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

5 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、その職務を代理する。

6 運営委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて会長が招集する。

7 会議は委員の過半数の出席をもって成立する。

8 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

9 運営委員会は、必要に応じて専門の事項を調査研究し、および資料を収集するため、小委員会を置くことができる。

1.0 運営委員会の庶務は、教育委員会事務局学校教育課において処理する。

1.1 この条項に定めるもののほか、運営委員会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

平成25年7月30日

教育委員会定例会協議書

草津市教育委員会

協議事項

- (1) 教育委員会事務の点検および評価の報告書（平成24年度）について

教育委員会事務の
点検および評価の報告書
(平成24年度)

平成25年8月

草津市教育委員会

< 目 次 >

I	点検・評価制度	(2)
1	趣 旨	
2	点検・評価の対象	
3	点検・評価の方法および評価指標	
4	外部評価委員会	
5	教育委員と外部評価委員との懇談会の開催	
II	「草津市教育振興基本計画」の基本理念と施策の基本方向	(4)
III	平成24年度 目標の点検・評価	
1	「子どもの生きる力を育む」	(9)
	目標1 「健やかな心と体の育成」	
	目標2 「生活習慣と社会性の育成」	
	目標3 「確かな学力の育成」	
2	「学校の教育力を高める」	(28)
	目標4 「教職員の指導力の向上」	
	目標5 「学校経営の充実・向上」	
	目標6 「教育環境の充実」	
3	「地域に豊かな学びを創る」	(49)
	目標7 「生涯学習・スポーツの充実」	
	目標8 「文化・芸術の振興」	
	目標9 「地域協働合校の推進」	
4	「平成24年度教育委員会事務の点検・評価」結果一覧	(62)
IV	草津市教育委員会の活動	(63)

I 点検・評価制度

1 趣旨

平成19年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律が改正され、平成20年4月から全ての教育委員会は、効果的な教育行政の推進に資するとともに、市民への説明責任を果たすため、教育委員会事務の点検・評価を行い、その結果に関する報告書を公表することを義務付けられました。

また、本市では、平成22年3月に、確かな教育改革を実行し、市民の誰もが満足できる学校教育、社会教育を実現するため、これからの10年の指針となる「草津市教育振興基本計画」を策定しており、当計画の進捗状況の確認を行うことも兼ねて、教育振興基本計画の施策体系に沿って点検・評価を実施しました。

2 点検・評価の対象

「草津市教育振興基本計画」の「施策の基本方向」として位置づけた、9つの目標と39施策を対象としました。

3 点検・評価の方法および評価指標

(1) 点検・評価にあたっては、39施策を26の具体目標ごとに、1年間の「主な取り組みの成果」を明らかにするとともに、それぞれの「今後の課題」について、自己評価を行いました。

また、26の具体目標の評価から、9つの目標を評価しました。

(2) 評価指標

① 目標評価については、具体目標評価の平均点から下記のとおり評価しました。

目標評価	評価内容	具体目標の平均点数
A	十分達成	2.5～3
B	概ね達成	2～2.4
C	やや不十分	1～1.9
D	不十分	0～0.9

- ② 具体目標評価については、各具体施策の平均点から下記のとおり評価しました。具体施策評価については、取組状況の評価を下記のとおり点数化し、その平均点から評価しました。取り組みの状況の評価については、各担当課が具体施策に対応する事業を挙げ、事業実績値の推移を矢印で表し、その推移や達成度から総括的に「a」「b」「c」「d」で評価しました。

具体施策・ 具体目標 の評価	取り組みの状況・ 具体施策評価 の平均点数	取り組みの状況	
		点数	評価
十分達成	2.5～3	3	a 十分達成
概ね達成	2～2.4	2	b 概ね達成
やや不十分	1～1.9	1	c やや不十分
不十分	0～0.9	0	d 不十分

4 外部評価委員会

点検・評価の客観性を確保するため、教育に関し学識経験を有する方など外部の方々の意見、助言をいただき、その意見等を各評価シートの末尾に記載します。

今年度は、下記の方々に外部評価をお願いしました。

教育委員会事務外部評価委員

兒玉 典子 (滋賀大学教育学部長)

久保 明雄 (元公立中学校長)

長谷川 奈緒 (公募市民)

Ⅱ 「草津市教育振興基本計画」の基本理念と施策の基本方向

1. 基本理念

「基本理念」は、平成 22 年度から今後 10 年間に推進する本市教育の基本的な考え方と目指すべき姿を示したものです。

この基本理念を実現するために、基本的な方向性を示したものが、3つの「施策の基本方向」です。

そして、これらを具体化していくために9つの「目標」を掲げています。

基本理念

子どもが輝く教育のまち・出会いと学びのまち・くさつ

一人の人間として子どもに真摯に向き合うと、子どもの中に限りない可能性があることを信じる心が生まれます。その時、子どもの可能性を最大限に伸ばせるよう全力を尽くすことは、すべての大人の責務であるという思いにかられます。子どもたちが、伸び伸びと自分らしく成長し、その力を人のため社会のために思う存分に発揮する姿を思い描くと、本市の将来が輝いて見えてきます。未来に生きる子どもたちがはつらつとたくましく成長する姿は、家庭に幸福を与え、地域社会に希望をもたらします。

本市は、一貫して人口増加を続け、未来に向けて常に新しい変化を続けるまちです。どういう未来がやってくるかは、未来のために何をするか、そして子どもたちがどう育っていくかによって決まるといっても過言ではありません。子どもと教育に力を注ぐことは未来を創ることであり、「子どもが輝く教育のまち」を実現することは本市の重要な指標です。

また、本市は、古来より街道文化のまちとして栄え、人と人が出会う宿場町として発展してきました。近年においても、常に新しい転入者があり、多様な人々がともに暮らすまちとして新しい発展を続けています。本市はこうした草津の個性を活かしたまちづくりを進めていますが、教育振興においても、「出会い」と「多様性」を大切にすることが重要と考えます。

「出会い」は人との出会いだけでなく、心をゆさぶる読書体験や芸術体験、異文化に接した驚きと感動、自然や生き物に接することによって知る命の尊さ、地域の

歴史を知ることを通じた郷土への愛着心等、学びは出会いから始まるといっても過言ではありません。本市は、多様な人やものとの出会いを通して、豊かな学びを広げ、誰もが生きがいを感じられる「出会いと学びのまち」の実現を目指します。

本市の第5次総合計画では、「出会いが織りなすふるさと “元気” と “うるおい” のあるまち 草津」を構想しています。本計画も、すべての子どもが輝き、誰もが豊かな「出会いと学び」を広げられる「教育のまち」づくりを通して、この構想の実現化を目指すものです。

この目標の実現に向けて、①教育委員会が中心となって、本市の教育を創造し、②開かれた行動する教育委員会として、保護者や地域住民の意向を十分把握しながら、積極的な教育改革を進め、③学校の教員と行政の職員が協働し、草津から教育を変えようという意識をもって、斬新な教育施策を実行していきます。

これらの決意のもと、学校、家庭、地域、行政の連帯を深めた取り組みにより、市民の誰もが誇りに思える「子どもが輝く教育のまち・出会いと学びのまち・くさつ」の実現を目指します。

2. 施策の基本方向

施策の基本方向は、「1. 子どもの生きる力を育む」「2. 学校の教育力を高める」「3. 地域に豊かな学びを創る」の3つです。施策の基本方向は、基本理念の具現化にあたっての進むべき方向性と考え方を示しています。この基本方向に対して9つの目標を設定しました。今後は、この目標の実現に向けて施策を計画的かつ重点的に実施することとなります。

(1) 子どもの生きる力を育む

施策の基本方向の第一は、「子どもの生きる力を育む」です。これからの社会は、ますます激しい変化の連続の中で大きく変容していくことが予想されます。社会生活に伴うストレスも大きくなっていくことでしょう。すでに、今子どもたちが抱えているストレスは以前にはなかったものともいえます。未来を生きる子どもたち誰もが、生きがいを見つけ、自己実現を図りながら社会に貢献して行ってほしいというのが、私たちの願いです。学校、家庭、地域、行政が協力しあいながら、本市の子どもたちが、社会性やコミュニケーション能力を高め、変化の激しい時代をたくましく生きる力を身につけていけるようにすることが、施策の基本方向の第一です。

目標 1. 健やかな心と体の育成

子どもの生きる力を育むための第一の要件は、「健やかな心と体の育成」です。「健やかな心と体」とは、「自らを律し、他人と協調し、他人を思いやる心や感動する心」と「たくましく生きるための健康や体力」のことです。この目標に向けて、出生時から成人するまで子どもの発達段階に応じて、学校、家庭、地域がそれぞれの立場で取り組めるようにするとともに、お互いが連携・協力することでより効果があがるようにします。

目標 2. 生活習慣と社会性の育成

子どもの生きる力を育むための第二の要件は、「生活習慣と社会性の育成」です。子ども時代に身につけたよき生活習慣や社会性は、自らを律し、人との関係を良好にし、社会の中で自己実現を図っていく力になります。学校、家庭、地域がそれぞれにしつけるべきこと、育てるべきことを明確にして、協力しあいながら子どもによき生活習慣と社会性を育む取り組みを進めます。

目標 3. 確かな学力の育成

子どもの生きる力を育むための第三の要件は、「確かな学力の育成」です。「確かな学力」とは、「世の中の様々なことに興味・関心を持ち、自ら学ぼうとする意欲と態度」「学びによって得た知識・技能を問題解決のために活用する力」「自ら課題を見つけ、考え、人と協力してよりよいものを創造する力」のことです。児童の発達段階を踏まえながら、あらゆる教育活動を通して「確かな学力の育成」を目指した取り組みを進めます。

(2) 学校の教育力を高める

施策の基本方向の第二は、「学校の教育力を高める」です。学校は、学齢期のすべての子どもの教育を担っています。学校の教育力が高まれば、子どものよき成長が期待されます。また、学校は家庭教育や社会教育とも連携する本市教育の推進拠点であり、学校の教育改革は家庭教育や社会教育の改革にもつながります。学校の教育力の向上は、本市の教育の改革と未来の発展を開く重要な指標として力を入れるべき課題です。

目標 4. 教職員の指導力の向上

学校の教育力を高めるための第一の要件は、「教職員の指導力の向上」です。学校の教育力とは、教職員の指導力といっても過言ではありません。教職員の指導力の向上こそ、今学校に求められる最重要の課題ととらえてその実現に努めます。

目標 5. 学校経営の充実・向上

学校の教育力を高めるための第二の要件は、「学校経営の充実・向上」です。学校の教育力向上のためには、教職員個々の力を高め、組織し、統合して学校としての総合力を高めることが必要です。また、効果的な教育課程を編成・実施すること、保護者や地域の活力を学校教育に活かすこと、関係機関との協力関係を築くことも重要です。これらは、学校経営の充実と向上によって可能となります。

目標 6. 教育環境の充実

学校の教育力を高めるための第三の要件は、「教育環境の充実」です。安全安心で教育効果のあがる学校環境は、学校の教育力を高めます。施設・設備のハードと学習教材等のソフトの両面で、教育力向上につながる環境整備の充実に努めます。

(3) 地域に豊かな学びを創る

施策の基本方向の第三は、「地域に豊かな学びを創る」です。誰もが豊かな人生を過ごしていくためには、生涯を通じて、自ら学びを広げ、深めていくことが重要です。本市では、大人と子どもが共に学び合うという考えのもとに、地域学習社会の実現を目指しています。この本市ならではの理念をさらに高く掲げ、皆の協力で地域の中に豊かな「学び」を創り、すべての人が生きがいを感じられるまちづくりを進めます。

目標 7. 生涯学習・スポーツの充実

地域に豊かな学びを創るための第一の要件は、「生涯学習・スポーツの充実」です。生涯学習とスポーツは、他の動物にはできない人間だけの営みであり、人間が人間らしく生きるために不可欠の営みです。すべての市民が生涯にわたって、いつでも、どこでも、学び、スポーツを楽しめる、豊かな人間性のあふれる地域学習社会の創造を目指します。

目標 8. 文化・芸術の振興

地域に豊かな学びを創る第二の要件は、「文化・芸術の振興」です。文化や芸術には、豊かな心を涵養し、人と人を結びつける力があります。立場や世代を超えて人間としての共感を呼び覚ます力があります。文化・芸術の振興は、人間性豊かなまちづくりを進めるために不可欠の要件です。

目標 9. 地域協働合校の推進

地域に豊かな学びを創るための第三の要件は、「地域協働合校の推進」です。平成 10 年度より始まった本市の地域協働合校の取り組みにより、「地域で子どもを見守り育てる」という意識の定着がみられるようになってきましたが、その一方で、様々な課題も出ています。今後は、この成果と課題を検証し、そのねらいや取り組みをより重点化し、新しい展望を示す必要があります。

Ⅲ－１

「子どもの生きる力を育む」

目標１． 健やかな心と体の育成

目標２． 生活習慣と社会性の育成

目標３． 確かな学力の育成

基本方向	1	「子どもの生きる力を育む」	評価
目標	①	健やかな心と体の育成	A
具体目標	ウ	豊かな心と人間性の育成	2.8
施策	(3)	交流活動や体験活動の充実	
	(4)	道徳教育・人権教育の充実	

具体施策		評価
(3)-1	子どもが地域の人や自然とふれあう活動を広げます。	3.0
(3)-2	親子の関わりが豊かになるような地域活動を支援します。	2.0
(4)-1	各学校で、授業の工夫をしながら子どもの心に響く道徳教育を推進します。	3.0
(4)-2	教育活動全体を通じた人権教育に取り組み、偏見や差別を許さない意識や実践力の育成を推進します。	3.0

主な取り組みの成果

- (3)-1 ・各教科、総合的な学習の時間、学校行事、児童会・生徒会活動等の様々な活動の場において、地域の方を招いて学習したり、学校外へ出て地域の自然から直接学ぶ学習を進め、児童生徒の身近な地域への関心を高めることができた。
- (3)-2 ・学区・地区地域協働合校推進事業では、地域の親と子が地域の方から伝統文化や料理を教えていただきながら交流する活動やスポーツ、防災体験等さまざまな活動を通して交流を深める事業を実施した。
- (4)-1 ・各小中学校において、資料を通して道徳的価値の理解を深めたり、登場人物の思いや考えを自分との関わりで考えたり、多様な思いや考えに触れ、自分自身を振り返ったりするための表現活動、話し合い活動等を授業の中に取り入れてきた。さらに、地域にある行事や文化、出来事からそれを行い守り伝えている人々の思いや願いを取り上げ、子どもたちの心情に迫る資料を開発し、活用した。
- (4)-2 ・すべての中学校区で実施している人権教育についての授業研究会や研修会などを通じて、保、幼、小、、中、高の系統を考慮した教育実践が取り組めるようになってきた。
・平成24年度の学校評価の集計結果では、「人の気持ちが分かる人間になりたい」と回答した児童生徒の割合が93.6%に達しており、人権意識の向上を図ることができた。

今後の課題

- (3)-1 ・各学校とも、子どもと地域がつながることを大切に取り組んでおり、今後も継続する。
- (3)-2 ・学区・地区地域協働合校については、平成25年度から地域一括交付金化により、まちづくり協議会がその推進組織となったことから、今後は、より各地域に合った事業展開と交付金の活用状況の確認に努めるとともに、情報提供を行いながら、効果的な事業展開に繋げていく必要がある。
- (4)-1 ・学校教育全体のなかで共感の心情や他者理解の実践的態度等、よりよい生き方を求める「道徳の時間」を進めていく必要がある。
- (4)-2 ・人権が尊重される学習活動づくり、人間関係づくり、環境づくりを視点にした学校づくりを中学校区の広い範囲のなかで継続していく必要がある。

取り組みの状況									
事業名	担当課	活動の概要	実績					推移	評価
			項目	H23	H24	単位			
(3)-1 地域の行事に参加する児童生徒の育成	学校教育課	児童会、生徒会活動や福祉活動等を契機として地域の行事に参加する児童生徒の育成を図った。(※60%以上)	参加した児童生徒の割合	76.1	76.6	%		↗	a
(3)-2 地域協働合校推進事業	生涯学習課	地域の大人と子ども(親子)に地域活動をしていただけるよう、学区・地区地域協働合校推進事業を実施した。	学区・地区地域協働合校推進事業実施数	67	66	事業		↘	b
(4)-1 道徳教育の推進	学校教育課	道徳の時間を中心に「人の気持ちがわかる人間になる」児童生徒の育成を図った。(※92%以上)	肯定的回答をした児童生徒の割合	92.3	93.6	%		↗	a
(4)-2 中学校区同和教育実践交流会	学校教育課	保幼小中高間の一貫した同和教育を推進するための交流会を中学校区ごとに開催した。	開催中学校区数	6/6	6/6	校区		→	a

上表※は「草津の教育がめざすもの」に掲げる成果指標値
「草津の教育がめざすもの」は、平成23年度に編纂したものであり、草津市教育振興基本計画の実現のために平成26年度を到達年度として学校教育に関する成果指標を開示している。

外部評価委員の意見

基本方向	1	子どもの生きる力を育む	評価
目標	①	健やかな心と体の育成	B
具体目標	工	健やかな体の育成	2.3
施策	(5)	健やかな体づくりの推進	

具体施策			評価
(5)-1	体力を培う学校体育の充実と中学校運動部活動の改善・充実を図ります。		3.0
(5)-2	子どもが運動に関心を持ち、スポーツに親しむためのスポーツ環境の充実を図ります。		2.0
(5)-3	子どもの体力の重要性について正しい認識が広がるよう、啓発を推進します。		2.0
(5)-4	学校での食育と家庭への食生活のあり方の啓発を推進します。		2.0

主な取り組みの成果	
(5)-1	・市内6年生全児童によるジュニアスポーツフェスティバルKUSATSUを開催し、児童の体力の向上および運動に親しむ態度の育成に努めた結果、児童が自主的に運動に取り組む姿が見られた。
(5)-2	・スポーツ少年団に対して支援を行い、子どもたちがスポーツに親しみ取り組める環境づくりに努めた結果、平成23年度より若干の減少はあるが、多くの児童がスポーツ少年団に加入し、スポーツに親しんでいる。 ・子どもアスリート育成事業は、平成23年度は初心者向けの教室(芽生え)を実施したが平成24年度は経験者向けの教室(育み)を実施し、対象とする子どもや狙いを変え、別のニーズに応える事業とした。
(5)-3	・新体力テストの結果、平成23年度比での向上種目数は減少したが、児童・生徒が自身の体力を知り、その重要性について認識を深めるよう取り組んだ。
(5)-4	・各小中学校における食育月間、食育の日の取り組みの集約や指導助言を行っている。地域や保護者と連携した米や野菜などの栽培収穫体験など特色ある食育指導を進めている。 ・栄養教諭等が全小学校に出向いて、学級担任とともに、学級活動で2年生は「骨をじょうぶにしよう」、3年生は「食べ物のはたらきを知ろう」の指導を行った。2年生には「カルシウムの大切さ」、3年生には「すききらいなく食べること」などを理解させることができた。家庭科や体育科などにおいても、担任とともに指導を行い、栄養士の専門性を活用することができた。また、センターからの啓発資料としては、えいようだより、給食時間の放送用資料などを作成配付し、各小学校での食育を啓発した。 ・年3回(学期1回)保護者向けの給食だよりを発行し、学校給食、食に関する情報、人気のある給食レシピなどについて、情報を提供した。また、各小学校での学校保健委員会において、「朝食について」、「体によいおやつ」などのテーマで講話や調理実習を行い、保護者への啓発を行った。広報を通じて給食の献立を公開した。

今後の課題

- (5)-1 ・ジュニアスポーツフェスティバルKUSATSUに向けた各校での取り組みに、引き続き支援を行うとともに、各校が主体的に企画・運営に関わる仕組みをつくる必要がある。
- (5)-2 ・今後もスポーツ少年団に対し支援を行い、競技人口の裾野を広げていく必要がある。
・子どもアスリート育成事業については、平成23年度と平成24年度は対象とする子どもを変えたが、両方ともにニーズがあるという結果を踏まえ、平成25年度は初心者と経験者の両方のニーズに応えられる工夫が必要である。
- (5)-3 ・新体カテストの結果、平成23年度比での向上種目数が減少したので、数値が向上するよう子どもたちがスポーツに親しむための環境の充実が必要である。
- (5)-4 ・アレルギー疾患をもつ児童について、学校・保護者・主治医・学校医の連携のもとで個別対応マニュアルの作成を進めており、食物等によるアレルギー対応は各校にてエピペンの使用にかかる研修などの早期実施を進めている。
・栄養教諭等による学級担任との食育については、さらに子どもたちにわかりやすい指導内容に改善し、指導力のアップを図りたいと考えている。啓発用資料としては、新しく「食育の日(毎月19日)用の資料」を毎月作成配付し、各学校において地場産物や食事マナーなどを啓発していきたいと考える。また、放送用資料については、週2回作成していたものを、今後は毎日作成し、啓発したいと考える。
・学校給食の試食会は、平成24年度は、新給食センターの建設協議や移転準備のため、1学期しか受け入れられなかったのが減ったが、今後は増やしていきたい。

取り組みの状況

事業名	担当課	活動の概要	実績					
			項目	H23	H24	単位	推移	評価
(5)-1 ジュニアスポーツフェスティバルKUSATSU	スポーツ保健課	市内6年生全児童によるスポーツイベントを開催した。	児童数	1,114	1,180	人	↗	a
(5)-1 スペシャリスト活用事業	スポーツ保健課	中学校体育部活動への外部指導者の派遣事業を実施してきたが、派遣者数が減少したため、また、県が同様の事業を実施していることから廃止した。	派遣者数	2	廃止	人	-	-
(5)-2 スポーツ少年団育成事業	スポーツ保健課	スポーツ少年団本部並びに単位団の活動への支援を行った。	登録者数	1,169	1,032	人	↘	b
(5)-2 子どもアスリート育成(体験)事業	スポーツ保健課	平成23年度は初心者向けの運動教室を開催したが、平成24年度は現在スポーツをしている子どもたちを対象に、今後も継続するための「育み」事業を実施した。	参加者数	94	50	人	↘	b
(5)-3 新体カテスト	スポーツ保健課	小・中学校で新体カテストを実施した。	向上種目数/実施種目数	55/86	48/86	種目	↘	b
(5)-4 食育の日・食育月間	スポーツ保健課	食育の日・食育月間の取組を各校で進めた。	実施校数	19/19	19/19	校	→	a
(5)-4 食に関する指導	学校給食センター	児童対象の食育学習を実施した。	学校訪問	115	115	回	→	b
		保護者や各種団体を対象とした食育講座を実施した。	参加者数	815	259	人	↘	c

外部評価委員の意見

基本方向	1	子どもの生きる力を育む	評価
目標	①	健やかな心と体の育成	A
具体目標	オ	子どもの安全・安心の確保	2.7
施策	(6)	子どもの安全・安心の確保	

具体施策			評価
(6)-1	自分の身は自分で守れるよう、学校での安全教育を推進します。		3.0
(6)-2	防犯ブザーの活用やICTを活用した防犯連絡システムの導入を図り、地域と連携した防犯対策に取り組みます。		3.0
(6)-3	子どもの安全確保を図るボランティア活動を支援します。		2.0

主な取り組みの成果	
(6)-1	・全小学校でスクールガード・リーダーの巡回指導を実施し、実例を交えた指導により子どもたちや保護者、教職員の安全意識の向上を図った。
(6)-2	・携帯用防犯ブザーの配布やスクール・ガードリーダー巡回指導における啓発活動などを行い、児童の防犯意識の醸成に取り組んだ。 ・メール配信と文書の配布を活用し、不審者情報や非常時の連絡などを速やかに行うことができた。
(6)-3	・登下校時の見守りを行うスクールガード(※1)の登録者数は平成23年度より減少したが、活動としては定着しており、子どもの安全確保を図った。

今後の課題	
(6)-1	・不審者等に遭遇したときの対応についての教育を家庭でも進めていくため、保護者に対しても実例の紹介など指導を徹底する必要がある。
(6)-2	・学校教育に加えてスクールガード巡回指導時には、実演による講習などによる防犯意識の醸成に引き続き取り組む必要がある。 ・保護者全員がメール配信システムに登録していないため、文書による連絡を全保護者に出すなど二重の連絡方法をとらなければならない。
(6)-3	・スクールガードの中には高齢の方も多く、登録者が減少すると既存登録者の負担が増えるため、登録者数を増加させる必要がある。 ・スクールガード・リーダーや、県警などが平成25年度から委嘱している通学路アドバイザーとの連携による効果的な取り組みについて検討する必要がある。

取り組みの状況								
事業名	担当課	活動の概要	実績					評価
			項目	H23	H24	単位	推移	
(6)-1 スクールガード・リーダー巡回指導の実施	スポーツ保健課	スクールガード・リーダーが各小学校を巡回し、安全確保のための指導を行った。	実施校数	13/13	13/13	校	→	a
(6)-2 携帯用防犯ブザーの配布	スポーツ保健課	小学校新入生を対象に、携帯用防犯ブザーを配布した。	配布率	100	100	%	→	a
(6)-2 緊急メール配信システムの導入	学校教育課	学校に設置するコンピュータネットワークシステムを利用したメール配信システムを緊急時用として活用した。	導入校数	19/19	19/19	校	→	a
(6)-3 学校安全対策ボランティア巡回事業	スポーツ保健課	児童の登下校時にスクールガードが見守り活動を実施した。	スクールガード登録者	3,784	3,503	人	↘	b

スクールガード(※1)・・・各小学校に登録した地域住民が子どもたちの登下校時刻に合わせて、通学路などの巡回パトロールや見守りなどを行う学校安全ボランティア

外部評価委員の意見

--

基本方向	1	子どもの生きる力を育む	評価
目標	②	生活習慣と社会性の育成	C
具体目標	ア	家庭教育の啓発	1.8
施策	(7)	生活習慣形成のための啓発活動の推進	

具体施策			評価
(7)-1	「早寝・早起き・朝ごはん」や「あいさつ」等、基本的な生活習慣の確立を図るための啓発活動を推進します。		1.7
(7)-2	よりよい生活習慣形成のための「家庭のルールづくり」を支援します。		2.0

主な取り組みの成果

(7)-1	<ul style="list-style-type: none"> 基本的な生活習慣の確立を図るため、市内の市立幼稚園、小学校、中学校や各家庭に対して「家庭のカレンダー」を配付した。学校での掲示や家庭において「早寝、早起き」「あいさつ」等、生活習慣の改善について発信することにより、家庭教育の重要性を啓発することができた。 広報くさつにおいて、各単位PTAで実施されている家庭教育学習事業費補助金を活用した家庭教育に関する事業を掲載し、市民に啓発を行った。
(7)-2	<ul style="list-style-type: none"> 家庭教育力向上のため、市立幼、小、中学校各単位PTAが実施する家庭教育学習事業の一部に対して補助金を交付した。

今後の課題

(7)-1, 2	<ul style="list-style-type: none"> 学校では、あいさつ運動や「早寝・早起き・朝ごはん」、「あいさつ」の大切さを学級通信などにおいて啓発していることから、今後も学校と連携を図り、よりよい生活習慣の形成を推進する必要がある。 核家族化や共働きの進展による家庭環境の変化などを考慮したうえで、家庭のカレンダー配布等の既存事業の見直しと、社会的ニーズにあった家庭教育学習支援などの事業展開を検討する必要がある。
----------	--

取り組みの状況			実績					
事業名	担当課	活動の概要						評価
			項目	H23	H24	単位	推移	
(7)-1家庭教育学習出前講座	生涯学習課	家庭教育学習出前講座を開設した。	開設数	6	2	箇所	↓	c
(7)-1広報くさつへの記事掲載	生涯学習課	家庭教育に関する記事を掲載した。	回数	4	3	回	↓	c
(7)-1家庭のカレンダー配付(※1)	生涯学習課	家庭のカレンダーを作成・配付した(H21に渡っていない家庭へ配付)。	配付率	100	100	%	→	a
(7)-2家庭教育学習事業費補助金	生涯学習課	生活習慣や食育など、単位PTAが実施する家庭教育学習事業に対して補助金を交付した。	実施数	20/29	18/29	校・園	↓	b

(※1) 家庭のカレンダー配付については、平成21年度に市内の公立幼稚園、小・中学校に在籍の全家庭に配付した。また、平成22年度～24年度については配付している家庭(兄・姉が同じ学校・園に在籍している等)を除く新生、市外からの転入者等の家庭に配付した。

外部評価委員の意見

--

基本方向	1	「子どもの生きる力を育む」	評価
目標	②	生活習慣と社会性の育成	B
具体目標	イ	社会性を育む教育の充実	2.4
施策	(8)	規範意識・社会性を育てる学校教育の推進	
	(9)	キャリア教育の推進	

具体施策			評価
(8)-1	学校や社会のルールを守る指導を強化し、社会の一員としてのあり方を考える学習を充実します。		2.0
(8)-2	不登校の解決に向けて学校全体で取り組みます。		2.0
(8)-3	小中学校で福祉体験学習や社会体験学習を推進します。		2.0
(9)-1	子どもの発達段階に応じて、職業や社会貢献、自分の生き方について考えさせるキャリア教育を行います。		3.0
(9)-2	小中学校で、社会の最前線で活躍する人たちを招いての特別授業を行います。		3.0

主な取り組みの成果

(8)-1	・基本的な生活習慣を身につけ、規律ある行動を行い、自分を見つめ鍛えることをねらいとした指導を、道徳の時間を中心にして行った。道徳的実践力のある児童生徒を育てるために、自ら感じ、考え、判断する内面を培う「道徳的風土の確立」をめざした。
(8)-2	・市内を4つのエリアに分け、不登校を含む学校不適應の児童生徒の情報共有と今後の対応について定期的に連絡会を開催する体制を整えた。小学校と中学校の職員が合同で連絡会を持つことにより、課題がある児童生徒について適切なアセスメント、プランニングを行うことができた。
(8)-3	・全小中学校で計画的に福祉体験・社会体験学習に取り組んでいる。これらの活動を推進することにより「人の気持が分かる人間になりたい」と答えている子どもが93.6%となった。
(9)-1	・市内の中学2年生全員が、近隣の店舗や事業所等に分かれて一週間の職業体験を行うことによって、勤労の尊さや苦勞を体感することができた。
(9)-2	・宇宙教育センター、文化人、スポーツ選手など、さまざまな分野のスペシャリストを招聘し特別授業を実施することができた。児童生徒が学びへの興味関心を深めたとともに、将来の夢や希望の実現をめざし、自分の生き方を見つめる貴重な機会となった。

今後の課題

(8)-1	・文部科学省委託「道徳教育総合推進事業」の推進地域である草津市として、より道徳的風土の醸成に努める。
(8)-2	・児童生徒の不登校率に目立った低下の傾向が認められず、今後は、6中学校区でのそれぞれの開催とし、よりきめ細かい体制づくりに努める。
(8)-3	・年間指導計画で位置づけられている福祉体験や社会体験の教育実践をさらに充実させるとともに、その成果を積極的に発信するよう、各小中学校に働きかける。
(9)-1	・勤勞に対する意識の向上や挨拶の大切さなど学ぶところは大きいですが、市全体で考えると、全生徒の受入先の確保が年々難しくなっているところが大きな課題である。
(9)-2	・各分野のスペシャリストを講師に迎えるため、講演に来ていただく日程を調整することが難しい。

取り組みの状況			実績					
事業名	担当課	活動の概要	実績					評価
			項目	H23	H24	単位	推移	
(8)-1 道徳の時間の実施	学校教育課	道徳の時間を中心に「学校のきまりを守る」児童生徒の育成を図った。(※91%以上)	肯定的回答をした児童生徒の割合	91.7	90.8	%	↘	b
(8)-2 子ども生き生き支援事業	学校教育課	ベースシート(※1)を活用したアセスメント・プランニング会議を実施した。県の事業が廃止になりグレードアップ連絡協議会に内容が引き継がれた。	実施校数	19/19	廃止	校	—	—
(8)-2 グレードアップ連絡協議会	学校教育課	グレードアップ連絡会として、市内を4つのエリアに分け、ベースシート(※1)を活用したアセスメント・プランニング会議を実施した。	実施校数		19/19	校	→	b
(8)-3 福祉体験活動の実施	学校教育課	各学校がテーマを定め、シニア体験・車椅子体験・アイマスク体験等を実施した。	実施校数	19/19	19/19	校	→	b
(9)-1 中学生チャレンジウィーク	学校教育課	5日間の職場体験学習を実施した。	実施校数	6/6	6/6	校	→	a
(9)-2 各界トップのスペシャル授業	学校教育課	各界トップによる特別授業を開催した。	開催校	19	19	校	→	a

上表※は「草津の教育がめざすもの」に掲げる成果指標値
「草津の教育がめざすもの」は、平成23年度に編纂したものであり、草津市教育振興基本計画の実現のために平成26年度を到達年度として学校教育に関する成果指標を開示している。
ベースシート(※1)・・・不登校や学校不適應の課題を抱える子どもの支援を目的に、教育委員会で開発した「課題の整理」、「課題解決の方法検討」のための作業シート

外部評価委員の意見

基本方向	1	子どもの生きる力を育む	評価
目標	②	生活習慣と社会性の育成	A
具体目標	ウ	青少年の健全育成	3.0
施策	(10)	青少年の健全育成運動の推進	

具体施策			評価
(10)-1	青少年の健全育成に関わる団体や指導者の育成・支援を図ります。		3.0
(10)-2	青少年が地域活動に参加する仕組みづくりを進めます。		3.0
(10)-3	青少年の非行防止の取り組みと立ち直りの支援の充実を図ります。		3.0

主な取り組みの成果

(10)-1	<ul style="list-style-type: none"> ・草津市青少年育成市民会議への支援を通して、青少年の健全育成を目的とした草津市青少年主張発表大会や草津市青少年育成大会、「青少年問題をみんなでトーク」「愛の声かけパトロール」の実施、「挨拶(あいさつ)運動」の推進など、健全育成運動の充実を図ることができた。
(10)-2	<ul style="list-style-type: none"> ・草津市子ども会リーダー養成講座において、宿泊研修や各種体験活動を実施することにより、協調性やリーダーとして必要な資質の習得を図ることができた。特にボランティア活動においては、地域の中で活動するための地域福祉に対する心構えなどの習得を図った。その結果、地域の大人とのつながりも深まり、小学校卒業後も地域の活動に積極的に参加して、ジュニアリーダーとして活躍する青少年の育成に繋がった。
(10)-3	<ul style="list-style-type: none"> ・少年補導委員とともに、街頭巡回活動(通常、特別、学区地区)を実施した。 ・無職少年対策指導事業、立ち直り支援事業「あすくる草津」の推進等に取り組んだ。 ・関係機関と連携を図り、青少年・立ち直り支援等の相談業務に取り組んだ。

今後の課題

(10)-1	<ul style="list-style-type: none"> ・草津市青少年育成市民会議への委託事業のうち、学区・地区推進分については、平成25年度から、まちづくり協議会への地域一括交付金化となり、まちづくり協議会との連携が重要となるが、動向の見極めと継続的な事業推進が図られるための支援を継続していく必要がある。
(10)-2	<ul style="list-style-type: none"> ・6年生リーダー養成講座事業での経験を活かし、次年度にジュニアリーダーとして、養成講座に参加する青少年の数は増えているものの、長期にわたり活動できる体制づくりや居場所づくりが必要である。
(10)-3	<ul style="list-style-type: none"> ・保護者、関係機関との連携を深め、互いの情報を共有し、少年の就労、就学、家庭支援などに取りくむ必要性がある。 ・平成24年度は中学生に関する相談が増え、相談件数は平成23年度より12%増となった。今後は、幅広い年齢層からの相談が受けられるよう広報啓発活動に努めたい。

取り組みの状況								
事業名	担当課	活動の概要	実績					評価
			項目	H23	H24	単位	推移	
(10)-1 青少年育成 市民運動推進事業	生涯学 習課	青少年育成活動団体・指導 者の育成と活動支援を行っ た。	参加者数	756	815	人	↗	a
(10)-2 草津市子ど も会6年生リーダー 養成講座事業	生涯学 習課	草津市子ども会6年生リー ダー養成講座事業の活動支 援を行った。	参加者数	105	113	人	↗	a
(10)-3 少年セン ター(あすくる草津 含む)相談事業	少年セン ター	少年に関わる相談を行った。	相談活動	673	755	件数	↗	a

外部評価委員の意見

基本方向	1	「子どもの生きる力を育む」	評価
目標	③	確かな学力の育成	A
具体目標	ア	学力の向上	2.6
施策	(11)	学力向上プログラムの実施	

具体施策			評価
(11)-1	すべての子どもを対象とする漢字検定、計算検定、英語検定の取り組みを進めます。		3.0
(11)-2	朝のモジュール学習(※1)を通して、子どもの学びの姿勢を育成します。		2.0
(11)-3	社会で自己実現できる力を育て、生きる力の育成を図ります。		2.0
(11)-4	各種検定やテストにより子どもの学力状況を把握し、学力課題の克服に努めます。		2.0
(11)-5	家庭と協力して振り返り学習が定着するよう努めます。		2.0

主な取り組みの成果

- (11)-1 漢字検定では3年連続学校賞として奨励賞を受賞する学校もあった。さらには、草津市教育委員会も主催者として特別賞に輝いた。英語検定においては、文部科学省がめあてとしている3級を取得している生徒の割合が、本市では全国平均より大きく上回っているなど、検定3年目の成果が着実にあらわれた。
- (11)-2 ・1日の学校生活のスタートで大切にする「学びの姿勢」が確立されている。朝の学習で読書や教科に関する学習などに取り組んだ。
- (11)-3 ・これからの社会において児童生徒が力を十分に発揮して自己実現ができるよう、全学校が国語力向上事業や理数教育推進事業、各種検定事業などの学力向上重点事業に取り組んだ。漢字・英語検定合格により自己肯定感を得ている児童生徒がいる。
- (11)-4 ・各学期ごとにプレ計算検定を行うことで、子どもの実態把握やつまずきの要因を分析し、きめ細かな指導や援助を心がけた。プレ計算検定実施後のフォローを工夫し、習熟の程度に応じた指導を心がけ、年度末の検定では全ての子どもが合格するまで取り組むことができた。
- (11)-5 ・通信や学校説明会に加えて、各学校のホームページに家庭学習の手引きをのせるなどを充実させ、家庭との連携を強めて学習習慣の定着を図ることができた。

今後の課題

- (11)-1,2 ・検定に向けた学習意欲が継続できるように、教材の開発や教具・参考図書、参考資料等を「日本漢字能力検定協会」や「日本英語検定協会」と連携して、支援体制を、一層強化していく必要がある。
- (11)-3 ・子どもが自分のよいところに気づき、自尊感情を高めることができるよう、様々な教育活動を通して日常的に子どもを認めることを継続していく。
- (11)-4 ・基礎的な計算などについては、定着するまで反復練習をする必要があり、単調な学習方法にならないように工夫する必要がある。
- (11)-5 ・家庭学習の手引きが各家庭で活用されるように保護者に啓発する必要がある。

取り組みの状況			実績					
事業名	担当課	活動の概要	項目	H23	H24	単位	推移	評価
			(11)-1 検定事業	学校教育課	漢字・計算・英語検定を推進した。	実施校数	19/19	19/19
(11)-2 モジュール学習	学校教育課	朝の学習で読書やドリル学習等に取り組んだ。	実施校数	19/19	19/19	校	→	b
(11)-3 学力向上重点事業	学校教育課	学力向上事業の取組を通して「自分にはよいところがある」と考えられる児童生徒の育成を図った。(70%以上※2)	肯定的回答をした児童生徒の割合	79.3	74.3	%	↘	b
(11)-4 ピタゴラス検定等	学校教育課	プレテスト等を行い、小学校の子ども達の計算力の習得を図った。	実施校数	13/13	13/13	校	→	b
(11)-5 学校説明会等の実施	学校教育課	学校説明会や学校通信等を通して学習習慣の定着について啓発した。	実施校数	19/19	19/19	校	→	b

モジュール学習(※1):10分、15分など時間を横断的に単位として、取り組む学習形態のこと。
 (※2)「草津の教育がめざすもの」に掲げる成果指標値
 「草津の教育がめざすもの」は、平成23年度に編纂したものであり、草津市教育振興基本計画の実現のために平成26年度を到達年度として学校教育に関する成果指標を開示している。

外部評価委員の意見

基本方向	1	「子どもの生きる力を育む」	評価
目標	③	確かな学力の育成	A
具体目標	イ	学習意欲の向上	2.7
施策	(12)	電子黒板を利用した授業の推進	
	(13)	各界トップによる特別授業の推進	

具体施策			評価
(12)-1	全教室で電子黒板や関連機器が使えるようにし、ICT授業を推進します。	3.0	
(12)-2	全教員が授業改善に取り組み、「よくわかる授業」を進めます。	2.0	
(13)-1	文化、芸術、学問、経済等、各界の第一人者を小中学校に招いて、特別授業を行います。	3.0	

主な取り組みの成果

- (12)-1 ・電子黒板を活用する教員が小学校で98%以上となり、中学校では92%となるなど、電子黒板を使い、わかる授業づくりに取り組むことができた。また、教員の児童生徒のICT活用を指導する能力や情報モラルなどを指導する能力を高めるための研修も進めている。
- (12)-2 ・電子黒板を使える教員が増え、電子黒板が根付いてきた。教師だけでなく子どもも使えるようになってきて、言語活動の充実等に役立っている。授業がわかると答えた子どもは84.9%であった。
- (13)-1 ・宇宙教育センター、文化人、スポーツ選手など、さまざまな分野のスペシャリストを招聘し特別授業を実施することができた。児童生徒が学びへの興味関心を深めたとともに、将来の夢や希望の実現をめざし、自分の生き方を見つめる貴重な機会となった。

今後の課題

- (12)-1 ・教室に電子黒板があることが当たり前となってきたことから、ICT支援員との連携をふまえ、電子黒板を使って他教室と結ぶことや電子黒板とタブレットパソコンを連動させた学び合い学習など、新しい形の授業スタイルを生み出していく必要がある。
- (12)-2 ・従来の黒板と電子黒板のそれぞれの良さを生かして併用し、授業のねらいを達成するためのより有効な活用方法の研究実践を進める必要がある。
- (13)-1 ・各分野のスペシャリストを講師に迎えるため、講演に来ていただく日程を調整することが難しい。

取り組みの状況									
事業名	担当課	活動の概要	実績					推移	評価
			項目	H23	H24	単位			
(12)-1 学校ICT化の推進	学校教育課	教員の電子黒板の活用を推進した。(※小学校教員95%以上)	電子黒板を活用する教員の割合	95	98	%		↗	a
(12)-1 学校ICT化の推進	学校教育課	教員の電子黒板の活用を推進した。(※中学校教員80%以上)	電子黒板を活用する教員の割合	89	92	%		↗	a
(12)-2 授業改善	学校教育課	ICTの有効活用により「授業がよくわかる」と考える児童生徒の育成を図った。(※88%)	肯定的回答をした児童生徒の割合	86	84.9	%		↘	b
(13)-1 各界トップによる特別授業	学校教育課	各界トップによる特別授業を開催した。	開催校数	19	19	校		→	a

上表※は「草津の教育がめざすもの」に掲げる成果指標値
「草津の教育がめざすもの」は、平成23年度に編纂したものであり、草津市教育振興基本計画の実現のために平成26年度を到達年度として学校教育に関する成果指標を開示している。

外部評価委員の意見

基本方向	1	子どもの生きる力を育む	評価
目標	③	確かな学力の育成	A
具体目標	ウ	読書活動の推進	2.5
施策	(14)	読書活動の推進	

具体施策			評価
(14)-1	本の読み聞かせや学校図書館の業務支援を行うボランティアの育成や交流活動を進めます。		2.5
(14)-2	草津市子ども読書活動推進計画に基づき、本好きな子どもたちの育成に努めます。		2.5

主な取り組みの成果

- (14)-1 ・学校図書館サポーターを週2日配置し、学校図書館の環境整備や貸出・返却業務の支援を行い、児童生徒の図書館利用の活性化を図った。全小中学校での学校図書館のデータベースを活用し、適切で効果的な蔵書管理を行えるようになった。さらに、司書教諭・学校司書・図書館サポーター・図書館ボランティアによる交流も進み、ボランティアの育成や交流活動が進んだ。
- (14)-2 ・子どもの読書量を調査した結果、子どもの1か月の読書量は中学生については増加し(2.9冊→3.3冊)、小学校においても平成24年度同様の10.7冊であり県平均8.0冊を超える高い読書量を示している。未読書率においては、小学校は全国平均の4.5%に比べ草津市は1.5%であり、また、中学生においても全国平均の16.4%と同数の数値を示すなど、子どもたちの積極的な読書活動がみられる。
- ・読書活動推進に関する記事を特集記事として広報に掲載するなどして、子どもの読書活動への啓発をおこなった。
 - ・本市における子どもたちの読書活動を総合的に推進するために草津市子ども読書活動推進協議会を開催した。
 - ・児童サービスを基本方針とし、児童書の収集と貸し出しに力を入れてきた。「おはなし会」、「おはなしのじかん」、「ブックトーク」、「読書講演会」、「ふれあい講座」等の事業を開催し、また、「図書館見学」、「団体一括貸し出し」の実施を通じて、子どもの読書推進や園・学校での読書活動の支援・子育て支援を図った。
 - ・南草津図書館では、「子どもの読書活動推進優秀実践図書館」として文部科学大臣賞を受賞した。
 - ・本市における子ども読書活動の推進、および今後の「草津市子ども読書活動推進計画」の改訂について、「草津市子ども読書活動推進協議会」において、平成25年度からそのための調査を行う方向性について議論した。
 - ・子どもの読書活動への推進および家庭での読書活動のためのきっかけづくりとして、「子どもが輝くブックトークコンサート」を開催した。大人の入場料を有料化したことにより、昨年度より入場者数は減少したが、多くの家族連れが参加し、家庭での子どもの読書の大切さの啓発につなげることができた。
 - ・児童サービスを基本に「おはなし会」、「おはなしのじかん」、「読書講演会」等の事業を開催した。また、「図書館見学」「団体一括貸し出し」の実施を通じて、子どもの読書推進や園・学校での読書活動の支援を図った。あわせて、市内小学校への「ブックトーク」を始めた。
 - ・南草津図書館では、開館10周年の事業として「親子で楽しむ」をテーマに、絵本「機関車トーマス」の読み聞かせや、鉄道絵本作家である「SLおじいさん」を迎えての講演会を実施し、100名近くの参加を得た。

今後の課題

- (14)-1 ・司書教諭の専任化を実施し、図書館運営の効果的な方法を学び、学校図書館に定着させる必要がある。
- (14)-2 ・平成20年度に策定した「草津市子ども読書活動推進計画」について、事業評価を行い見直しをしたうえで、改訂していく必要がある。
- ・読書への興味のない子どもを惹きつけるための仕組みづくりを関係課と連携しながら推進する必要がある。
 - ・本に親しみ、気軽に来館できるよう、図書館から小・中学校へブックトークなどの取り組みを提供し、どの子どもも本好きになるよう積極的な支援を行う必要がある。

取り組みの状況			実績					
事業名	担当課	活動の概要	項目	H23	H24	単位	推移	評価
(14)-1 学校図書館運営サポーター配置	学校教育課	学校図書館の環境充実のため、学校図書館運営サポーターを配置した。	配置校数	19/19	19/19	校	→	b
(14)-1 学校図書館整備事業	学校教育課	学校図書館の整備を進め、図書館を利用する児童生徒の育成を図った。(※300人/月・校以上)	1月・1校あたりの利用児童生徒数	559	588	人	↗	a
(14)-2 子どもの読書活動に関する調査	生涯学習課	小学生が1か月に読んだ書籍の平均冊数を調査した。	冊数	10.7	10.7	冊	→	b
(14)-2 子どもの読書活動に関する調査	生涯学習課	中学生が1か月に読んだ書籍の平均冊数を調査した。	冊数	2.9	3.3	冊	↗	a
(14)-2 子どもの読書活動に関する調査	生涯学習課	小学生が1か月に書籍を読まなかった児童の割合を調査した。	割合	1.5	1.5	%	→	a
(14)-2 子どもの読書活動に関する調査	生涯学習課	中学生が1か月に書籍を読まなかった生徒の割合を調査した。	割合	18	16.4	%	↘	a
(14)-2 子どもが輝くブックトークコンサートの開催	生涯学習課	家庭での読書活動推進のため開催した。	人数	281	162	人	↘	c
(14)-2 図書館運営事業	図書館	児童図書収集と貸し出し、各事業を通じ、子どもの読書活動と啓発を行った。	児童図書貸出冊数	370,773	373,728	冊	↗	a

上表※は「草津の教育がめざすもの」に掲げる成果指標値
「草津の教育がめざすもの」は、平成23年度に編纂したものであり、草津市教育振興基本計画の実現のために平成26年度を到達年度として学校教育に関する成果指標を開示している。

外部評価委員の意見

--

Ⅲ－２

「学校の教育力を高める」

目標４．教職員の指導力の向上

目標５．学校経営の充実・向上

目標６．教育環境の充実

基本方向	2	「学校の教育力を高める」	評価
目標	④	教職員の指導力の向上	A
具体目標	ア	教職員の研修と人材育成	3.0
施策	(15)	教職員研修の充実	/
	(16)	目標マネジメント制度による人材育成	

具体施策			評価
(15)-1	教職員の専門性や指導力向上を図るため、市独自の研修を推進します。		3.0
(15)-2	くさつ教員塾による若手教員の育成を図ります。		3.0
(15)-3	中学校の教員が小学校の教育活動に関わる等、小中教員の協働を推進します。		3.0
(16)-1	学校長による全教員の授業参観や個別面談等を通して、個々の教員の目標管理と指導、育成を図ります。		3.0

主な取り組みの成果	
(15)-1	・実習・演習を中心とした講座または、現場が直面している課題に対する解決への糸口となるような内容の講座を実施したことで、参加者の満足度(満足・ほぼ満足)が95%以上という結果となった。
(15)-2	・10年未満の若手職員(定員40名)を対象に「くさつ教員塾」を実施し、幼児教育、理科教育に加え、体育教育に関する教員の指導力の向上を図ることができた。
(15)-3	・H24より目的教員の配置を廃止し、新たに多目的に対応する教員(グレードアップ加配教員)の配置を実施した。また、グレードアップ委員会を立ち上げ、小中の教員が定期的に情報を共有する等、協働を推進した。
(16)-1	・市立小中学校長が全ての教職員に対して個人面談を行うとともに授業観察を行い、所属教職員に対してきめ細かな指導助言を行った。また、そのことを通して、校長が期待する役割やそれぞれの果たすべき責任等についてそれぞれの教職員と共通理解することができた。

今後の課題	
(15)-1	・今後も参加者の満足度を維持していくためにも、夏季休業中の県事業の研修や会議等と重複しないように日程や講師選定を行っていく必要がある。
(15)-3	・グレードアップ委員会は現在、児童生徒の問題行動対応に関する話し合いが主であり、今後、具体的な学力向上に寄与する組織として充実することが望まれる。
(16)-1	・個人面談、授業観察の実施はできているので、今後教職員の達成感・満足感を充足させるための評価システムと学校組織体制づくりを一層推進させていく必要がある。

取り組みの状況									
事業名	担当課	活動の概要	実績					評価	
			項目	H23	H24	単位	推移		
(15)-1 教職員夏期研修講座	教育研究所	教員の指導力向上に向けた研修を実施した。	講座内容満足度	92	96	%	↗	a	
(15)-1 スキルアップアドバイザー-配置事業(※1)	教育研究所	授業指導や学級経営等に関する能力向上のための指導を行った。	有用感度	93	94	%	↗	a	
(15)-2 くさつ教員塾	教育研究所	若手教員の指導力向上に向けた研修を実施した。	1講座当たりの受講者数	30	34	人	↗	a	
(15)-3 スタートアップナビゲ-タ-配置事業	学校教育課	小学校から中学校への移行期の子どもへの支援を行うナビゲ-タ-教員を配置した。H23年度で廃止し、内容を充実した形で学校グレードアップ加配教員の配置事業に引き継いだ。	配置校数	6/6	廃止	校	—	—	
(15)-3 学校教育グレードアップ加配教員配置事業(※2)	学校教育課	学校での特別支援教育の推進および教育目標に応じた活動の推進を担当する教員の授業軽減を担う。	配置校数		6/6	校	→	a	
(16)-1 人事評価の実施	学校教育課	管理職が教員個々に対し、授業観察に基づいた指導を行った。	3回以上実施	53	73.7	%	↗	a	

スキルアップアドバイザー-(※1):高い指導力を有する校長経験者が、市内教員を対象に授業指導や学級経営に関する巡回指導を行う。
 グレードアップ加配教員(※2):特別支援教育の充実と各校の教育の質的向上を図ることを目的に各小中学校に配置した教員。

外部評価委員の意見

--

基本方向	2	「学校の教育力を高める」	評価
目標	④	教職員の指導力の向上	A
具体目標	イ	教員の授業力の向上	3.0
施策	(17)	全教員による電子黒板等を活用した授業の実施	/
	(18)	授業公開と授業研究の推進	/

具体施策			評価
(17)-1	・スキルアップアドバイザーや指導主事の学校訪問による個別指導と教員研修を通して、全教員が電子黒板等を活用した授業を行えるようにし、授業力向上を図ります。		3.0
(18)-1	・全教員が授業を公開し、授業研究会の充実を通して授業改善を図ります。		3.0

主な取り組みの成果

- (17)-1 ・電子黒板を活用する教員の割合が、小学校98%、中学校92%となるなど、日常的に活用できるようになった。「電子黒板を使う授業はわかりやすい」という児童生徒感想が多数ある。
- (18)-1 ・「1人1授業公開」「教科等部会別研修会」「初任者研修」「10年経験者研修」「スキルアップ研修」等様々な場面で授業公開をともなう授業研究を実施することができた。特に「校内研修」は、小中学校で平均14.9回授業研究会(※1)を実施した。

今後の課題

- (17)-1 ・学習のねらいの達成のための電子黒板の適材適所の活用、従来の黒板との併用など、研究を進めること。また、平成25年に一部導入したタブレット端末の活用方法の研究を研究推進校で進めて市内に発信すること。
- (18)-1 ・各校児童生徒の課題に即して、言語活動の充実を図る授業や電子黒板等のICTを活用した授業等の研究を推進する。

取り組みの状況									
事業名	担当課	活動の概要	実績						
			項目	H23	H24	単位	推移	評価	
(17)-1 電子黒板活用の推進	学校教育課	電子黒板を使うことのできる教員の育成に努めた。(※2 電子黒板を使える教員 小学校90%)	指導を受けた教員の割合	95	98	%	↗	a	
(17)-1 電子黒板活用の推進	学校教育課	電子黒板を使うことのできる教員の育成に努めた。(※2 電子黒板を使える教員 中学校80%)	指導を受けた教員の割合	89	92	%	↗	a	
(18)-1 授業研究会の開催(※1)	学校教育課	授業改善のための校内で研究授業を実施した。	研究授業を行った教員の割合	68.9	86.4	%	↗	a	

授業研究会(※1):教職員が授業を通して、指導方法や、授業改善の方法などを研究する会議。
 (※2)「草津の教育がめざすもの」に掲げる成果指標値
 「草津の教育がめざすもの」は、平成23年度に編纂したものであり、草津市教育振興基本計画の実現のために平成26年度を到達年度として学校教育に関する成果指標を開示している。

外部評価委員の意見

基本方向	2	「学校の教育力を高める」	評価
目標	④	教職員の指導力の向上	B
具体目標	ウ	教育研究活動の推進	2.3
施策	(19)	教職員の教育研究活動の推進	

具体施策			評価
(19)-1	教育研究奨励事業を通して教員の自発的な研究活動の促進を図ります。		3.0
(19)-2	教科等部会別研修会による教科ごとの研究活動の充実を図ります。		2.0
(19)-3	教育研究所の研究活動の充実を図ります。		2.0

主な取り組みの成果

(19)-1	・応募総数としては平成23年度よりも31%増となり、この3年で3.8倍である。特に中学校の応募が大幅に増加した。また、応募者も若手教員から管理職、養護教諭まで幅広くなり、継続して応募される方も増えており、中には、平成23年度の研究を継続し深め、平成24年度も連続して応募しているケースがあった。
(19)-2	・教科等の部会に全教職員が所属し、教育専門職としての資質の向上や教育方法に関する研修会を各部会ごとに2回以上実施した。
(19)-3	・今年度からさらに就学前部門を開設し、5部門で実施し、応募数も順調に増加しており、新しい研究奨励も定着したとみられる。中間交流会の開催や論文まとめ方講習会の開催を実施したことで、論文の形が整ってきた。

今後の課題

(19)-1	・自発的に研究を進めていく教員が増えたが、その成果を草津市の教育に活かしていく機会や方策を検討していく必要がある。
(19)-2	・各教科等部会別研修会の開催日を原則長期休業期間とし、子どもと向き合う時間を確保している。そのため、ビデオによる授業研究会や事例報告会など効果的な研修会の持ち方を検討する必要がある。
(19)-3	・研究奨励には平成23年度より多くの研究論文の応募があったにもかかわらず、研究発表会当日や講演会への教職員の参加が少なかった。今後、教職員が参加しやすい講演会の開催日を検討する必要がある。

取り組みの状況								
事業名	担当課	活動の概要	実績					評価
			項目	H23	H24	単位	推移	
(19)-1 教育研究 奨励事業	教育研 究所	教育研究や実践報告の募集 を行った。	応募数	41	54	点	↗	a
(19)-2 教科等部 会別研修会	学校教 育課	教職員が部会に入り、学校を またがった研修会を実施し た。	部会へ の参加 率	100	100	%	→	a
(19)-3 教育研究 奨励事業および講 演会開催事業	教育研 究所	個人や団体の教育研究の成果 発表会と、教育の今日的課題 についての講演会を開催する。	参加者	147	131	人	→	b

外部評価委員の意見

基本方向	2	「学校の教育力を高める」	評価
目標	⑤	学校経営の充実・向上	A
具体目標	ア	学校の経営力の向上	2.7
施策	(20)	特色ある教育課程の編成・実施	/
	(21)	地域の活力を生かした学校経営	

具体施策			評価
(20)-1	・各学校・園が地域や子どもの実態を踏まえ、特色のある教育課程を編成し、実効性のある取り組みを推進します。		2.0
(21)-1	・保護者や地域の活力を学校教育に活かし、関係機関との協力関係を深める取り組みを充実します。		3.0
(21)-2	・学校の自己評価をするとともに、関係者評価を活かした学校経営を行います。		3.0

主な取り組みの成果		
(20)-1	・各校の特色あるモデルプランの取組が学力向上策に位置づけられ、計画的・効果的に実施できた。70回の取組の様子や成果が度々報道され、全市に広めていける取組に高められた。	
(21)-1	・総合的な学習の時間における学校と地域との協働が定着し、計画的な学習活動の展開が継続できている。	
(21)-2	・各校で学校評価自己評価および関係者評価を生かした効果的な教育実践を行うことができた。全小中学校は学校HPや文書で評価結果を公表した。	

今後の課題		
(20)-1	・学校改革につながる新しい取組を企画・実践するよう、各校に働きかけていく。また、授業実践や取組の成果をさらに積極的に発信できるようにする。	
(21)-2	・関係者評価委員からの意見等を生かして来年度の具体的な目標や取組を検討・立案し、PDCAサイクル(※1)を生かした教育実践をしていく。	

取り組みの状況			実績					
事業名	担当課	活動の概要	項目	H23	H24	単位	推移	評価
			(20)-1 学校教育モデルプラン推進事業	学校教育課	市内小中学校が、市のモデルとなる新しい教育内容や教育方法のプランを実践した。	実施校数	19/19	19/19
(21)-1 総合的な学習の時間等の実施	学校教育課	地域協働合校推進事業による地域の支援を受け、総合的な学習の時間等を実施した。	実施件数	342	365	件	↗	a
(21)-2 学校関係者評価委員会	学校教育課	学校関係者評価を全小中学校で実施した。	実施校数	6/19	19/19	校	↗	a

PDCAサイクル(※1):Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Act(改善)の4段階を繰り返すことによって、事業の改善を図る手法。

外部評価委員の意見

--

基本方向	2	「学校の教育力を高める」	評価
目標	⑤	学校経営の充実・向上	A
具体目標	イ	教職員体制の充実	3.0
施策	(22)	教職員の指導体制の強化	

具体施策			評価
(22)-1	学校不適應や不登校、小1プロブレム(※1)や中1ギャップ(※2)等、今日的な教育課題に対応する教員等の加配に努め、学校としての指導体制の充実を図ります。		3.0
(22)-2	英語、理科等の授業における指導の充実を図るため、指導助手等の配置に努めます。		3.0
(22)-3	特別支援教育や生徒指導を強力に推進するための教員の加配に努め、学校指導体制の充実を図ります。		3.0

主な取り組みの成果

(22)-1	・平成24年度より新たに特別支援教育の推進や各校の教育目標に応じた活動推進を担う学校すこやかサポート支援員やグレードアップ加配教員を全小中学校に配置し、各校の課題に柔軟に対応できる指導体制の確立に努めた。
(22)-2	・全小学校に英語指導助手(※3)を、全中学校にALT(※4)を配置し、学級担任や教科担任との効果的な合同授業を行うことによって、専門性の高い授業内容を確立することができた。ALTが小学校を訪問指導する機会も設け、外国語活動の充実を図った。また、教科担任制充実加配を全小学校に配置し、理科教育の充実を図ることができた。
(22)-3	・学校教育グレードアップ加配教員、中学校での生徒指導主事加配教員の配置により、特別支援教育コーディネーターや生徒指導主事の授業時数が軽減され、児童生徒への支援や指導に際して分掌校務の専門的遂行が円滑に行われた。また保護者や関係機関との有用な連携が図られた。

今後の課題

(22)-1	・各市町とも市町負担の教員を年々増やす傾向にあり、今後、より質の高い教員(人材)の確保が困難になってくると思われる。
(22)-2	・小中学校の外国語教育の連携を図るために、小中学校の教員はじめ英語指導助手、ALTがそれぞれの指導内容について理解を深めておく必要がある。
(22)-3	・特別支援コーディネーターや生徒指導主事が身につけたスキルを校内のケース会議などを通して他の教員に広げていくことが必要である。

取り組みの状況		実績						
事業名	担当課	活動の概要						評価
			項目	H23	H24	単位	推移	
(22)-1 スタートアップナビゲーター配置事業 小学校1年生学校生活支援員配置事業	学校教育課	小中学校入学期の子どもの円滑な学校適応を図るため、小学校1年生生活支援員や中学校スタートアップナビゲーター加配教員を配置した。平成23年度で廃止した。	小学校1年生学校生活支援員や中学校スタートアップナビゲーター加配教員の配置校数	19/19	廃止	校	-	-
(22)-1 学校教育グレードアップ加配教員配置事業 学校すこやかサポート支援員配置事業	学校教育課	平成24年度新規事業。特別支援教育の推進や教育目標に応じた活動の推進を担うグレードアップ加配教員や小中学校1年生や特別支援学級の学習・支援を担う学校すこやかサポート支援員を配置した。	学校すこやかサポート支援員やグレードアップ加配教員の配置校数		19/19	校	→	a
(22)-2 英語力向上事業	学校教育課	ALTと英語指導助手を配置し、専門性の高い授業の充実を図った。	ALTと英語指導助手の配置校数	19/19	19/19	校	→	a
(22)-2 市理数教育推進事業	教育研究所	くさつ教員塾の中で「理科教育講座」を開設し、理科の指導に関する教員の資質向上を図った。	受講者数	23	26	人	↗	a
(22)-3 コーディネータサポート教員配置事業 中学校生徒指導主事活動推進事業	学校教育課	特に指導・支援を要する児童生徒への指導体制の充実を図るため、特別支援教育コーディネータサポートや生徒指導主事加配を配置した。	コーディネータサポート教員、生徒指導主事加配の配置校数	19/19	廃止	校	-	-
(22)-3 学校教育グレードアップ加配教員配置事業 中学校生徒指導主事活動推進事業	学校教育課	特に指導・支援を要する児童生徒への指導体制の充実を図るため、学校教育グレードアップ加配や生徒指導主事加配を配置した。	学校教育グレードアップ加配教員、生徒指導主事加配の配置校数		19/19	校	→	a

小1プロブレム(※1)…就学前教育から義務教育への移行期に、子どもが初めての小学校生活に不慣れで、決められた時間の学習に落ちていて臨んだり、集団生活に適応したりするのが困難な場合が見られる。

中1ギャップ(※2)…小学校段階から中学校段階への移行期に、子どもが学習方法や学校生活上のルールに適応するのが困難な場合が見られる。

英語指導助手(※3):小学校で始まった英語活動を補助するために小学校に配置する指導助手。

ALT(※4): (Assistant Language Teacher) - 中学校の英語科学習を補助するために中学校に配置する指導助手。

外部評価委員の意見

基本方向	2	「学校の教育力を高める」	評価
目標	⑤	学校経営の充実・向上	A
具体目標	ウ	学校支援体制の充実	2.8
施策	(23)	学校教育を支援する体制づくり	/
	(24)	地域による学校支援の充実	

具体施策			評価
(23)-1	特別支援教育や教育相談、学校図書館の運営を補助するための支援員の配置に努めます。		3.0
(23)-2	様々な教育問題に対して教員を支援する学校園問題サポートチームの充実に努めます。		3.0
(24)-1	地域のボランティアによる学校支援組織の設置を推進します。		2.3

主な取り組みの成果

(23)-1	<p>すこやかサポート支援員の配置により、特別支援の必要な児童生徒が落ち着いて学習したり、安心して友達と関わったりすることができている。また、学校図書館サポーターの補助により、図書館利用の活性化を図ることができた。</p>
(23)-2	<p>アドバイザーによるアセスメントをふまえた適切な助言やプランニングにより、相談ケースの80.6%は4回以内に短期的に解決している。</p>
(24)-1	<p>登下校時の見守りを行うスクールガード(※1)の登録者数は平成23年度より減少したが、活動としては定着しており、児童の登下校時における安心・安全の確保に努めた。</p> <p>小・中学校地域協働合校推進事業では、学校の授業に地域の方や「ゆうゆうびとバンク」登録者が講師となり、絵本の読み聞かせや、楽器体験、伝統文化・料理等を継承する体験授業等を行った。また、農業体験や職場体験活動等の学校外の活動においても地域の方の協力を得て実施した。</p>

今後の課題

(23)-1	<p>すこやかサポート支援員の児童生徒対応にかかわり、発達障害の理解を深めることや、支援員と教職員が共通理解と連携を図ることが重要である。そのために、今後も研修の機会の設定や話し合いの時間の確保が不可欠である。</p>
(23)-2	<p>サポートチーム会議を通して、SSW的手法(※2)が教職員に理解され、指導、助言を活かした効果的な対応をすることで、問題の早期解決が可能になった。しかしサポートチームの助言で事案の解決が図られるようになったが、今後も引き続き見守りや支援が必要な事案が増えている。</p>
(24)-1	<p>スクールガードの中には高齢の方も多く、登録者が減少すると既存登録者の負担が増えるため、登録者数を増加させる必要がある。</p> <p>スクールガード・リーダーや、県警などが平成25年度から委嘱している通学路アドバイザーとの連携による効果的な取り組みについて検討する必要がある。</p> <p>地域協働合校推進事業については、協力者や事業内容の固定化がみられるため、地域住民が主体的に学校に関わっていけるような情報提供や発信、ネットワークづくりと継続的に支援いただける事業展開が必要である。</p>

取り組みの状況		実績						
事業名	担当課	活動の概要	実績					
			項目	H23	H24	単位	推移	評価
(23)-1 特別支援教育支援員配置事業	学校教育課	特別支援を要する児童生徒への指導體制の充実を図るため、特別支援教育支援員を配置した。平成23年度で廃止した。	特別支援教育支援員の配置数	19/19	廃止	—	—	—
(23)-1 特別支援教育支援員配置事業	学校教育課	特別支援を要する児童生徒への指導體制の充実を図るため、学校すこやかサポート支援員を配置した。平成24年度新規事業。	学校すこやかサポート支援員の配置数		19/19	校	→	a
(23)-2 学校問題サポートチーム(※3)の設置	教育研究所	教育問題に対する学校への支援を目的としたサポートチーム体制をつくった。	終了したケースの割合	100	100	%	→	a
(24)-1 学校安全対策ボランティア巡回事業	スポーツ保健課	児童の登下校時にスクールガードが見守り活動を実施した。	スクールガード登録者	3,784	3,503	人	↘	b
(24)-1 地域協働合校推進事業	生涯学習課	地域の方に支援いただきながら小・中学校地域協働合校推進事業に取り組んだ。	支援いただいた地域の方の数	2.3	2.5	万人	↗	a
(24)-1 「ゆうゆうびとバンク」事業	生涯学習課	ゆうゆうびとバンク登録者が地域協働合校推進事業の指導者として参加した。	参加者割合	59.6	57.7	%	↘	b

スクールガード(※1)・・・各小学校に登録した地域住民が子どもたちの登下校時刻に合わせて、通学路などの巡回パトロールや見守りなどを行う学校安全ボランティア
 ssw的手法(※2)：課題解決のために子どもの内面の課題だけに焦点をあてるのではなく、福祉的な視点から子どもを取り巻く環境にも着目し、その調整・改善を積極的に図ろうとすること。
 学校問題サポートチーム(※3)・・・学校で発生する諸問題のうち、法的な解釈を要するものや専門的助言を要するものについて、弁護士、社会福祉士を招いて行うケース会議

外部評価委員の意見

基本方向	2	「学校の教育力を高める」	評価
目標	⑥	教育環境の充実	B
具体目標	ア	学校施設の整備	2.3
施策	(25)	学校等の施設・設備の整備の推進	

具体施策			評価
(25)-1	子どもの安全な学習環境を確保するために、幼稚園、小中学校施設の耐震補強及び老朽校舎の改築を進めます。		2.0
(25)-2	小中学校の大規模改造の実施により、教育環境の改善を進めます。		3.0
(25)-3	太陽光パネルの設置や校庭の芝生化等、環境に配慮した整備を進めます。		2.0

主な取り組みの成果

(25)-1	・平成23年度をもって、市内全小中学校および幼稚園の耐震化が完了したため、平成24年度には、非構造部材の耐震対策として小中学校の下駄箱などの転倒防止のための調査を行った。
(25)-2	・児童の増加に伴う教室不足を解消するため、志津南小学校増築工事を実施し、あわせてエレベーターも設置した。また教育環境の改善と充実を図るため、笠縫小学校のプール改築工事および草津中学校のグラウンド整備工事を実施した。さらに、高穂中学校および玉川中学校にエレベーターを設置し、バリアフリー化を図った。 ・宅地開発等による児童数の増加に対応するため、老上小学校の仮設校舎を建設し、教育環境の改善を図った。
(25)-3	・太陽光パネルについては、大規模改造工事がなかったため新たな整備は行っていないが、設置済みの学校については、環境教育の教材としての利用や売電などを行った。また、校庭の芝生化については、地域での維持管理が困難であることから実施を行っていない。

今後の課題

(25)-1	・学校施設の耐震化については平成23年度をもって耐震化率100%を達成したが、今後は天井材・照明器具・窓ガラス・内外装材をはじめ、家具など非構造部材の耐震点検を実施し、早急に耐震対策を行う必要がある。
(25)-2	・教育環境の改善と充実を図るため、今後は施設の老朽化や長寿命化、非構造部材の耐震化なども視野に入れた大規模改造の方策について検討を行う必要がある。 ・児童数の推移を注視し、必要な新增築を計画していく必要がある。 ・平成24年度に老上小学校の仮設校舎を建設し、教育環境の改善を進めてたが、著しい宅地開発等により、今後さらに児童の増加が見込まれることから老上小学校(野路町)の教育環境の適正化を図るため、平成28年4月の開校を目指し小学校の分離・新設を進める。
(25)-3	・太陽光発電設備にかかる補助制度が、平成24年度から防災機能強化として蓄電池の設置が義務付けられたため、今後はその保守点検費用等コスト面を考慮のうえ、整備方針を検討する必要がある。また、芝生化事業については、グラウンドの使用が制限されることや、利用団体や保護者など地域の協力による維持管理が必須であるなど課題が多い。

取り組みの状況								
事業名	担当課	活動の概要	実績					評価
			項目	H23	H24	単位	推移	
(25)-1 小中学校耐震化事業	教育総務課	小中学校の耐震化工事を行った。(H23年度完了)	耐震化率	100	完了	%	—	—
(25)-1 小中学校耐震化事業	教育総務課	非構造部材の耐震対策として、小中学校の下駄箱などの転倒防止のための調査を行った。	実施校数	/	19/19	校	↗	b
(25)-2 小中学校大規模改造事業	教育総務課	小中学校の大規模改造工事は実施していないが、増築工事など教育環境の改善に努めた。	実施校数		13/19	13/19	校	→
(25)-2 老上小学校仮設校舎整備事業	教育施設整備室	児童数の増加に対応するため、老上小学校の仮設校舎を建設し、教育環境の改善を実施した。	仮設校舎棟数	/	1	棟	↗	a
(25)-3 太陽光発電試行的導入事業	教育総務課	新たに太陽光発電設備の整備は行っていないが、引き続き環境への配慮を推進した。	設置校数		7/19	7/19	校	→
(25)-3 校庭の芝生化事業	教育総務課	新たに小中学校のグラウンドの芝生化は行っていないが、整備済みの学校では、保護者等による適正な管理が行われた。	整備校数	2/19	2/19	校	→	b

外部評価委員の意見

基本方向	2	「学校の教育力を高める」	評価
目標	⑥	教育環境の充実	A
具体目標	イ	学校ICT化の推進	2.7
施策	(26)	学校のICT化の推進	

具体施策			評価
(26)-1	各学校に校内LANを整備し、全教職員に公用パソコンを配置します。		3.0
(26)-2	全教室で電子黒板や関連機器を使えるようにし、電子教材や学習ソフトの充実を図ります。		3.0
(26)-3	校内LANを活用して各校の教職員が授業や校務にかかる情報を共有できるシステムづくりを進めます。		2.0

主な取り組みの成果

(26)-1	・平成22年度までに校内LANの整備および全教職員へのパソコンの配置は完了しているため、平成24年度は教職員増に伴うパソコン不足を解消するため追加購入等を行い、パソコン整備率100%を維持した。
(26)-2	・平成23年度に全小学校に2教科のデジタル教科書を整備したことに加え、平成24年度は教科書の改訂にあわせて全中学校に5教科のデジタル教科書を整備した。また、教員による独自の電子教材の作成に努めた。
(26)-3	・全教職員にパソコンが配置されたことに伴い、情報セキュリティの強化をはかるため学校コンピュータの利用に関するガイドラインの改訂を行い、周知を行った。

今後の課題

(26)-1	・多くのパソコンが整備してから時間が経過しているため、今後の整備方針について検討する。
(26)-2	・ICT支援員を配置するなどして、すでに電子教材の活用方法に対する教師の支援体制は整いつつあるが、更なる充実を図る必要がある。
(26)-3	・情報セキュリティや個人情報の保護については、これまでも、ガイドラインの周知や個人情報に関しては特定の教職員のみがアクセスできるよう権限の制限を行うなど、ハード・ソフト両面での対策を行ってきたが、今後は、市の情報セキュリティポリシーの改訂に合わせて学校コンピュータの利用に関するガイドラインの見直しと周知を行い、教職員の意識の更なる向上を図る必要がある。

取り組みの状況		実績						
事業名	担当課	活動の概要	項目	実績				
				H23	H24	単位	推移	評価
(26)-1 学校ICT化の推進	教育総務課	教職員増に伴うパソコン不足解消のため、追加購入等を行い、すべての教職員にパソコンを配置した。	パソコン整備率	100	100	%	→	a
(26)-2 デジタル教科書の整備	教育総務課	中学校に5教科のデジタル教科書を整備した。	デジタル教科書整備率(※1)	22	78	%	↗	a
(26)-3 学校情報部会の開催	教育総務課	ガイドラインの改訂に伴い、情報セキュリティの学習会等を行った。	開催回数	7(※2)	3	回	↘	b

デジタル教科書整備率(※1)・・・小学校 国語、算数、理科、社会と中学校 国語、数学、理科、社会、英語の9教科でデジタル教科書が整備できている状態を100%とし、計算した。

(※2)平成23年度はガイドラインを作成するため、学校情報部会が例年よりも4回多く開催された。通常であれば、概ね年3回、開催している。

外部評価委員の意見

基本方向	2	「学校の教育力を高める」	評価
目標	⑥	教育環境の充実	A
具体目標	ウ	学校図書館の整備・充実	3.0
施策	(27)	学校図書館の機能の向上	

具体施策			評価
(27)-1	学校図書館の蔵書の充実、データベース化を進め、子どもたちが図書に親しみやすい環境を整備します。		3.0
(27)-2	学校図書館業務支援や読み聞かせ等を行うボランティアの育成と活動支援を推進します。		3.0

主な取り組みの成果

(27)-1	<ul style="list-style-type: none"> ・図書館運営サポーターの活動がより活発になり、各校の図書館がたいへん工夫されたものへと変貌した。休み時間等、常に多くの児童生徒が図書館を利用するようになった。 ・各小中学校において、司書教諭を中心に学校図書館へ配置された司書や図書館サポーターを活用し、読書指導の充実のために事業を有効に展開することができた。 ・図書館リニューアル工事を行い、児童コーナーを拡幅したり利用しやすいように配置転換を行ったりして、環境を整備した。また、学校図書館紹介コーナーを設け、市民への啓発を行った。継続して「図書館見学」「団体一括貸し出し」を通じて、園・学校での読書活動の支援を図った。 ・文部科学省「学校図書基準」による学校図書館の蔵書充足率100%達成を目標に、従来の予算に上乗せして図書の購入を行い、蔵書の充実に努めた。
(27)-2	<ul style="list-style-type: none"> ・各小中学校で学校図書館ボランティアとして活動する団体の育成のため、学校図書館ボランティア交流会を3回開催した。講演・実技演習・意見交換会を随時取り入れたので、参加者の満足度は高かった。 ・読書量の増加等、活発になってきた子どもの読書活動を維持継続していくために、各校における図書館ボランティアの人数も増えてきた。 ・小・中学校へお話をしている草津おはなし研究会に資料提供をはじめ、研修会場を随時提供するとともに合同研修会を年12回開催した。また学校図書館ボランティア交流会を開催した際、アドバイザーとして協力依頼した。

今後の課題

(27)-1	<ul style="list-style-type: none"> ・学習・情報センターの機能を備えた学校図書館を目指すため、市立図書館との連携を深めていく必要がある。 ・学校図書巡回事業を展開し、図書館と学校との連携・充実に努める必要がある。 ・学校図書館の蔵書の適正な管理のため、図書の廃棄に対して口頭による指導を行ったが、今後は廃棄基準を明文化し、更に周知に努める必要がある。
(27)-2	<ul style="list-style-type: none"> ・引き続き、学校と連携して、子どもの読書活動を推進するボランティアの育成を図る必要がある。 ・本事業の成果を踏まえ、市立図書館との連携を加えた事業内容の充実に検討する。

取り組みの状況									
事業名	担当課	活動の概要	実績					推移	評価
			項目	H23	H24	単位			
(27)-1 学校図書館整備事業	学校教育課	学校図書館の整備を進め、図書館を利用する児童生徒の育成を図った。(※300人/月・校以上)	1月・1校あたりの利用児童生徒数	559	588	人	↗	a	
(27)-1 学校図書館業務	図書館	学校等の団体への児童書の一括貸し出しを行った。	児童数貸出冊数	15,040	15,269	冊	↗	a	
(27)-1 学校図書館の図書整備事業	教育総務課	小中学校図書館の図書の購入を行った。	学校図書館の蔵書充足率	86	92.3	%	↗	a	
(27)-2 ボランティア育成	図書館	おはなし研究会への支援を行った。	支援回数	12	12	回数	→	a	
(27)-2 ボランティア育成	図書館	学校図書館にかかわるボランティア交流会を開催し、支援した。	回数	3	3	回数	→	a	
(27)-2 学校図書館運営サポーター配置	学校教育課	サポーターを配置し、本の貸出返却業務の支援を行った。	配置校数	19/19	19/19	校	→	a	

上表※は「草津の教育がめざすもの」に掲げる成果指標値
「草津の教育がめざすもの」は、平成23年度に編纂したものであり、草津市教育振興基本計画の実現のために平成26年度を到達年度として学校教育に関する成果指標を開示している。

外部評価委員の意見

基本方向	2	「学校の教育力を高める」	評価
目標	⑥	教育環境の充実	A
具体目標	エ	教育委員会の充実・改革	2.6
施策	(28)	開かれた行動する教育委員会の推進	
	(29)	教育制度のあり方についての幅広い検討の実施	

具体施策			評価
(28)-1	教育委員が教育現場に出向き、保護者の思いや教育現場の実情、ニーズを把握する仕組みをつくりまします。		2.0
(28)-2	地域や市民に支えられた教育を進めるために、保護者、地域と学校現場が協働して取り組む仕組みの充実に努めます。		3.0
(28)-3	施策の透明性を確保し、教育への関心をより高めるために、ホームページ等を通して教育に関する情報を積極的に発信します。		2.5
(28)-4	教育改革の推進にあたって、教員と行政職員が一体となった「教職協働」を進めます。		3.0
(29)-1	就学前教育、小中連携教育、コミュニティスクール、少人数指導等、将来の教育制度のあり方について幅広い議論と検討を行います。		2.5

主な取り組みの成果

(28)-1	・回数は平成23年度よりも減ったが、校長・教頭・担当教諭・地域関係者との意見交換会を実施し、教育現場の実情を把握するという意味では質を深めることができた。
(28)-2	・地域に豊かな学びを創るために、「地域が支援する学校づくり」(地域による学校支援の推進)と「地域で子どもが育つまちづくり」(子どもが参加する地域活動を進める)を活動方針として、学区・地区および小・中学校地域協働合校推進事業において、宿泊体験やふれあいまつり、職場体験学習、農業体験など、大人と子どもの協働による事業を実施した。
(28)-3	・教育委員会や各校の教育活動、学校行事等について、広く市民に周知するため、ホームページに公開するとともに、プレスへの資料提供を積極的に行った。また、教育委員会の会議録や教育委員会事務の点検・評価報告書をホームページに公開した。
(28)-4	学校教育課職員でそれぞれ担当校を決め、担当者が計画訪問以外にも随時学校訪問を行うことで、学校現場における課題等の共有と課題解決に向けた組織連携が一層進んだ。
(29)-1	・毎月、教育委員会協議会を開催し、教育委員会のあり方や学校の分離新設、いじめの問題など教育の諸課題について活発に議論を交わした。 ・教職員の管理職研修会に教育委員が参加したり、教育長が市立小中学校長と年2回懇談した。また、教育部理事が市小中学校校長会、教頭会において新しく学校教育戦略会議等を開催することにより、本市が目指すべき学校経営像を共通理解するとともに、市民の教育に対する具体的な期待や要望に最大限応える方法、施策について議論できた。

今後の課題

(28)-1	・質を維持しつつ、更に細かな部分まで実情等を把握できるように、毎年何らかのテーマを設定するなど訪問時に工夫を凝らし、訪問の回数を重ねていく必要がある。
(28)-2	・学校、地域、家庭の連携として、学習活動が学校内のみで完結するのではなく、学校と地域が連携した取り組みの徹底と、地域住民が主体的かつ継続的に参加できる事業展開が必要である。 ・学区・地区地域協働合校については、平成25年度から地域一括交付金化により、まちづくり協議会がその推進組織となったことから、今後は、より各地域に合った事業展開と交付金の活用状況の確認に努めるとともに、情報提供を行いながら、効果的な事業展開に繋げていく必要がある。
(28)-3	・教育委員会広報紙の発行や、教育委員会ホームページを活用して、更なる周知活動に努めたい。
(29)-1	・国や県等の動向を注視しながら本市における教育課題等について論議したが、今後はその内容が迅速に実践できるようにするため、関係部署との緊密な情報交換、連携強化を一層図っていくとともに、本市においてより良い教育行政が展開できるようなテーマ設定を今後も模索していく必要がある。

取り組みの状況			実績					
事業名	担当課	活動の概要						評価
			項目	H23	H24	単位	推移	
(28)-1 教育委員の学校等訪問、行事への参加	教育総務課	教育委員が学校等訪問するとともに、学校行事等に参加した。	回数	21	9	回	↓	b
(28)-2 地域協働合校推進事業	生涯学習課	小・中学校地域協働合校推進事業に取り組んだ。	実施件数	342	365	件	↑	a
(28)-3 プレスへの資料提供	教育総務課	学校行事等についてプレスへの資料提供を行った。	回数	207	199	回	↓	b
(28)-3 教育委員会会議録のHPへの公開	教育総務課	教育委員会会議録の全文をHPIに公開した。	回数	12/13 (※)	15/15	回	↑	a
(28)-4 指導主事の配置	学校教育課	教育委員会に配置された指導主事とともに「教職協働」をすすめた。	職員のうち指導主事の配置人数	29/76	29/76	人	→	a
(29)-1 教育委員会協議会の開催	教育総務課	教育委員会協議会を開催した。	実施回数	12	12	回	→	a
(29)-1 教育委員の学校経営管理研修会への参加	学校教育課	学校経営管理研修会において教育委員と管理職による議論の機会を設けた。	実施回数	1	1	回	→	b

(※)平成23年度の教育委員会会議録のうち、非公開の会議については会議録をHPに公開していない。

外部評価委員の意見

--

Ⅲ－３

「地域に豊かな学びを創る」

目標 7. 生涯学習・スポーツの充実

目標 8. 文化・芸術の振興

目標 9. 地域協働合校の推進

基本方向	3	地域に豊かな学びを創る	評価
目標	⑦	生涯学習の充実	C
具体目標	ア	生涯学習の充実	1.5
施策	(30)	生涯学習の機会の充実	
	(31)	生涯学習施設の整備・充実	
	(32)	学習ボランティアの育成・活用	
	(33)	誰もが参加できる環境学習の推進	

具体施策			評価
(30)-1	各世代に対応する学習や大学等と連携した専門的な学習の充実を図ります。		1.0
(30)-2	学習情報の提供や相談窓口、学習成果発表の場を充実します。		2.0
(31)-1	公民館等の誰もが利用しやすい施設の整備・充実を進めます。		—
(32)-1	「ゆうゆうびとバンク」制度を充実し、その周知と活用を進めます。		2.0
(33)-1	こどもエコクラブ活動等、学校、家庭、地域で取り組める環境学習の機会を提供します。		2.5
(33)-2	環境学習を推進する人材の育成や環境学習団体への支援と交流・連携を促進します。		0.0

※(31)-1は市長部局で実施

主な取り組みの成果

(30)-1	<ul style="list-style-type: none"> 立命館びわこ講座については、「くらしと経済」をテーマに開講し、大学の教授の講義とともに、市消費生活センターと連携し、今日的課題である消費者教育に関するプログラムを取り入れ、知識を深める機会を提供した。 淡海生涯カレッジ草津校については、「環境文化の創造」をテーマに実施し、滋賀大学と連携して継続的な環境学習機会を提供した。
(30)-2	<ul style="list-style-type: none"> 市などで行う生涯学習に関する講座やイベント等の情報を集めた生涯学習ガイドブック「誘・遊・友」の冊子を発行し、各市民センター等に配布した。さらに市ホームページにも学習情報を掲載し、市民に学習情報を提供した。
(30)-2	<ul style="list-style-type: none"> 図書館リニューアル工事に伴い開館時間を5日減じたが、特設展示「草津コレクション」を始め、最近の話題作・新刊情報等を適宜紹介するとともに、「レファレンスサービス」を重視し、市民の多様な要望に対して情報提供を実施してきた。
(32)-1	<ul style="list-style-type: none"> 学習ボランティア人材情報「ゆうゆうびとバンク」の冊子を作成し、公民館や学校、公共施設に設置したことにより、登録者が各種事業やイベント等で指導者としての活動の促進を図ることができた。また、登録者を支援する「ゆうネットくさつサポーター」と協力して、「ゆうゆうびと講座」や「サポーター企画講座」を開催し、学習ボランティア活動の促進を図った。 ゆうゆうびとバンク登録者が地域協働合校推進事業で指導者等として体験授業などを行った。
(33)-1	<ul style="list-style-type: none"> 環境課と連携し、こども環境会議を開催した。そのことを通して、各校での環境教育を推進し、子どもの環境に対する意識を高めることができた。 スクールISOの取り組みにおいては節電についての取り組みが、学校のみならず、家庭でも実践することができた。 淡海生涯カレッジ草津校では、「環境文化の創造」をテーマにして、開講式後の講座を公開講座として、カレッジ受講者以外も受講可能とした。
(33)-2	<ul style="list-style-type: none"> 淡海生涯カレッジの開講式では、滋賀大学環境学習支援士養成講座や「ゆうゆうびとバンク」の登録方法などを紹介し、元修了生の環境学習船「うみのこ」でのボランティア活動の体験発表など、学習成果が今後の活動に繋げられるように促した。

今後の課題

- (30)-1 ・市民の学習ニーズが多様化し、ワークショップや現地学習などの参加・体験型へのニーズが高まり、様々な場での機会が提供されている。大学との連携講座についても、今後はこうした視点を見据えながら、市民の学習ニーズに合わせた事業展開について検討していく必要がある。
- (30)-2 ・地域協働を一層意識し、図書館を支援する団体と連携を密にしながら事業を推進する。
・市民へのサービスの向上と充実を図るため図書館ビジョンを作成し、図書館協議会より意見を求める必要がある。
- (32)-1 ・ゆうゆうびとバンク登録者は増加傾向にあるが(H23:212人→H24:223人)、「ゆうゆうびとバンク」登録者を支援する「ゆうネットくさつサポーター」の高齢化による人材不足が深刻であることから、バンク登録者に対する今後の支援のあり方について検討していく必要がある。
- ・地域協働合校事業では「ゆうゆうびとバンク」の活用について定着化しているが、各種団体や地域等での利用促進を図るための情報発信方法について検討する必要がある。
- (33)-1 ・今後も引き続き、毎日の生活の中で、エネルギー問題等さまざまな環境問題に対する意識と実践的態度を育てていく必要がある。
- (33)-2 ・淡海生涯力レッジ草津校の修了者が得た知識や技能を地域社会に還元することや、今後の活動に活かすためのサポート体制の構築が必要である。
・淡海生涯力レッジ修了者に対し、修了式時に「ゆうゆうびとバンク」などの今後の活動展開につながることのメリットについて説明をするなど検討する。

取り組みの状況

事業名	担当課	活動の概要	実績					
			項目	H23	H24	単位	推移	評価
(30)-1 立命館びわこ講座	生涯学習課	多様化する学習需要に応えるため、大学の知的財産を活用し、多様な学習機会を提供した。	受講者数	166/200	90/200	人	↘	d
(30)-1 淡海生涯力レッジ草津校	生涯学習課	地域の大学、高校を利用して、問題発見から理論学習まで段階的に学んでいき、また学習知識を地域に還元した。	修了者数	19/25	18/27	人	↘	b
(30)-2 「誘・遊・友」の活用	生涯学習課	市等で行う講座やイベント等の情報を集めた「生涯学習ガイドブック」の冊子を発行し、市民に活用していただいた。	冊子掲載事業への参加者数	28,175	23,363 (※1)	人	↘	b
(30)-2 図書館運営事業	図書館	生涯学習の拠点として資料の収集と保存および貸し出しを行い、読書活動の推進と啓発に努めた。	蔵書貸出冊数(移動図書館含)	1,326,442	1,289,728	冊	↘	b
(32)-1 「ゆうゆうびとバンク」事業	生涯学習課	学習ボランティア人材情報誌に登録いただき、地域協働合校推進事業にも指導者として参加いただいた。	地域協働合校への指導参加割合	59.6	57.7	%	↘	b
(32)-1 「ゆうゆうびと講座」の開設	生涯学習課	バンク登録者を講師として講座を行った。	一講座あたりの受講者数	13	11	人	↘	b
(33)-1 こども環境会議の開催	学校教育課	環境課と連携し、こども環境会議を開催した。	参加団体数	42	50	団体	↗	a
(33)-1 淡海生涯力レッジ草津校	生涯学習課	様々な施設等で段階的かつ、継続的な環境学習機会を提供した。	修了者数	19/25	18/27	人	↘	b
(33)-2 淡海生涯力レッジ草津校	生涯学習課	講座修了生が、活動の場を広げるための登録制度へ登録した。	登録者数	3	0	人	↓	d

※1 「冊子掲載事業への参加者」の減少については、公民館等での事業の見直しや整理により、掲載対象事業数が減少した結果、参加者数が減少した。

外部評価委員の意見

基本方向	3	地域に豊かな学びを創る	評価
目標	⑦	生涯学習・スポーツの充実	A
具体目標	イ	スポーツの振興	2.9
施策	(34)	市民の生涯スポーツ活動の支援	
	(35)	競技スポーツの振興	
	(36)	社会体育施設の整備・充実	

具体施策		評価
(34)-1	総合型地域スポーツクラブ(※1)の育成と学校体育施設等の活用による地域スポーツ活動を推進します。	3.0
(34)-2	各種スポーツ大会等の充実とレクリエーションスポーツの普及を図ります。	3.0
(34)-3	生涯スポーツの振興を目指す市民団体の育成・支援を進め、市民のスポーツ参加を促進します。	3.0
(35)-1	競技スポーツの振興を目指す団体の育成・支援を進めます。	2.5
(36)-1	社会体育施設の整備・改修計画を策定、実施し、利用促進を図ります。	3.0

主な取り組みの成果

(34)-1	<ul style="list-style-type: none"> 学校体育施設開放推進事業の利用率は、体育館は94%、グラウンドでは62%となっており、体育館については、非常に高い稼働率となっており、多くの市民がスポーツに親しんでいる。 総合型地域スポーツクラブについては会員数が順調に増加しており、事業内容についても年々充実してきている。
(34)-2	<ul style="list-style-type: none"> スポーツ・レクリエーション祭やチャレンジスポーツデーには平成23年度を上回る参加者数であったので、多くの市民に対してレクリエーションスポーツを普及することができた。
(34)-3	<ul style="list-style-type: none"> 各学区・地区体育振興会等が開催する各種大会や講習会に対する支援に伴う事業開催数の増加により、市民の参加機会の充実、地域における生涯スポーツの振興が図れた。
(35)-1	<ul style="list-style-type: none"> 市民体育大会を開催し、市民が様々な競技スポーツに取り組む機会を設けたが、参加者数は減少した。 県民体育大会へは、選手・役員への派遣について支援をし、約700人が参加した。郡市対抗の部では6年ぶりとなる県2位の総合成績を収めた。
(36)-1	<ul style="list-style-type: none"> 総合体育館の耐震補強・大規模改修工事の設計を行い、安心して利用できる施設整備に取り組んだ。また、野村運動公園周辺整備については、(仮称)野村スポーツゾーン整備基本構想検討委員会を開催し、基本構想の検討を行った。

今後の課題

(34)-1	<ul style="list-style-type: none"> 学校体育施設の開放が市民に定着してきた。体育館の稼働率が94%と非常に高く、利用者が希望通りの枠を確保することが難しい状況となっているため、体育施設の整備について検討する必要がある。 総合型地域スポーツクラブの安定した運営のために、会員のさらなる増加が必要である。また、市民のスポーツ推進のため、活動内容をより充実させていく必要がある。
(34)-2	<ul style="list-style-type: none"> まちづくり協議会が設立されているので、その体制に合った実施方法や他事業との合同開催など、参加者の増加に向けた検討が必要である。
(34)-3	<ul style="list-style-type: none"> 各学区・地区の体育振興会への支援はまちづくり協議会への一括交付金になったので、地域におけるスポーツ事業が拡大・充実するような検討が必要である。
(35)-1	<ul style="list-style-type: none"> 市民体育大会については、参加者数が減少しているため、多くの市民に参加してもらえるような広報活動の充実が必要である。 県民体育大会については、開催地や競技によって必要な経費が異なるため、支援の方法や基準などについて検討する必要がある。
(36)-1	<ul style="list-style-type: none"> 社会体育施設の整備方針について検討し、耐震補強や改修などの実施による適切な保全、長寿命化を図る必要がある。また、(仮称)野村スポーツゾーンについては、整備を行ううえでの諸条件について調整が必要である。

取り組みの状況			実績					
事業名	担当課	活動の概要						
			項目	H23	H24	単位	推移	評価
(34)-1 学校体育施設開放推進事業	スポーツ保健課	小中学校の体育館、グラウンドをスポーツ等の活動場所として開放した	登録者数	3,452	3,622	人	↗	a
(34)-1 総合型地域スポーツクラブ活動補助事業	スポーツ保健課	スポーツ教室・イベントの開催に対し支援した	会員数	302	382	人	↗	a
(34)-2 市民スポーツ・レクリエーション祭開催事業	スポーツ保健課	市民を対象にニュースポーツを中心としたイベントを開催した	参加者数	896	1,068	人	↗	a
(34)-2 チャレンジスポーツデー開催事業	スポーツ保健課	各競技団体および各学区・地区において、一斉に様々なスポーツイベントを実施した	参加者数	4,811	4,899	人	↗	a
(34)-3 体育振興会事業	スポーツ保健課	各学区・地区の体育振興会が開催する各種スポーツ事業に対し支援した	事業開催数	34	39	回	↗	a
(35)-1 市民体育大会開催事業	スポーツ保健課	市民を対象に体育大会を開催した	参加者数	3,056	2,887	人	↘	b
(35)-1 県民体育大会派遣事業	スポーツ保健課	市の代表を県民体育大会に派遣した	派遣者数	662	707	人	↗	a
(36)-1 (仮称)野村スポーツゾーン整備事業	スポーツ保健課	検討委員会を開催し、(仮称)野村スポーツゾーンの整備についての基本構想を検討した。	開催数		5	回	↗	a

総合型地域スポーツクラブ(※1)・・・地域住民のだけれもが、いつでも、どこでも、いつまでも、スポーツを気軽に楽しみ・親しむことのできる生涯スポーツ社会の実現を基本理念とし、生涯にわたってスポーツに親しむ能力や体力・運動能力の向上、健康の保持・増進の基礎を培うため、各種スポーツ教室やイベントなどを行うもの。

外部評価委員の意見

--

基本方向	3	地域に豊かな学びを創る	評価
目標	⑧	文化・芸術の振興	A
具体目標	ア	文化財の調査・整備・活用	2.8
施策	(37)	文化財の保護と活用を推進します。	

具体施策			評価
(37)-1	各種文化財の調査と保護を進め、史跡草津宿本陣等の施設の公開、活用を図ります。		2.8

主な取り組みの成果

- (37)-1
- ・遺跡の発掘調査による記録保存は、文化財保護法に基づく義務的措置であり、継続的な実施が必要がある。
 - ・平成24年度の文化財調査事業では、事業主と調整して4件の個人住宅建築に伴う発掘調査を順調に終わることができた。また、開発関連遺跡調査事業では、発掘調査件数は減少(前年比44%)したが、大規模宅地開発に伴う発掘調査を実施したため、調査面積は前年比22%増となった。これについても、事業者と調整を図りながら着実に調査をすすめ、期限内に調査を終了するとともに、消滅する遺構の記録資料作成等により、恒久的な保存措置を図ることが出来た。
 - ・発掘調査現地説明会、発掘調査報告会、歴史資料コレクション展などの普及啓発事業を開催することにより、市民に対し、発掘調査への理解を深めてもらう一助とすることができた。
 - ・史跡草津宿本陣については、引続き長屋の保存修理工事を実施することともに、き損の著しい隣接する2棟の土蔵についても新たな修理工事に着手し、所定の工事をすすめた。これにより、保全整備工事の完了時期をH24年度からH25年度に変更した。
 - ・史跡草津宿本陣では、史跡の適正な管理・公開に加え、歴史空間のなかで伝統芸能を鑑賞する「本陣楽座」、四季折々の本陣を彩る展示や演奏を行う「四季彩々」を開催し前年度を上回る入館者数を得た。
 - ・平成24年度は、草津宿本陣の「四季彩々」事業を、市民まちづくり提案事業として市内の演奏活動団体や、学校連携として地元中学校などとともに実施したことで、新たな入館者層の確保につながった。

今後の課題

- (37)-1
- ・大規模宅地開発に伴う中沢遺跡発掘調査では、良好な調査成果が得られたため、現地説明会を実施したが、種々の制約からすべての調査で現地説明会を開催し、調査成果を公表することは困難である。そのため、市広報・HPの活用等、調査成果の公表に向けた具体的な施策を検討する必要がある。
 - ・出土品の収蔵施設が飽和状態であるので、整理・保管方法を再検討するとともに、資料を公開する場を持つ新たな専門施設の確保に努める必要がある。
 - ・史跡草津宿本陣については、計画的に未整備である建物、堀、藪の整備をすすめ、史跡全域の公開管理を早期に目指す。
 - ・市のシンボルである史跡草津宿本陣の良さを市内外の人々が再認識し、文化財の大切さを理解してもらえるよう、草津宿本陣自体の魅力向上を図り、それを広く紹介していく必要がある。
 - ・史跡草津宿本陣では、(仮称)草津宿本陣歴史館を整備し事業展開することを通して、観覧者数を維持し活用を促進する。

取り組みの状況								
事業名	担当課	活動の概要	実績					評価
			項目	H23	H24	単位	推移	
(37)-1 文化財調査事業	文化財保護課	各種開発の事前の試掘調査、個人住宅建築に伴う発掘調査を実施した。	当該年度の調査計画達成率	101.2	100.0	%	↘	a
(37)-1 開発関連遺跡調査事業	文化財保護課	各種民間開発の事前に発掘調査を実施した。	当該年度の調査計画達成率	100.1	100.0	%	↘	a
(37)-1 史跡草津宿本陣保存整備事業	文化財保護課	き損の著しい長屋、土蔵2棟の保存修理工事を引き続き実施した。	保存整備工事完了率	36.8	36.8	%	→	b
(37)-1 史跡草津宿本陣管理運営事業	草津宿街道交流館	史跡草津宿本陣の適正な管理・公開とともに、各種普及事業を行った。	入館者数	18,259	18,944	人	↗	a

外部評価委員の意見

--

基本方向	3	地域に豊かな学びを創る	評価
目標	⑧	文化・芸術の振興	A
具体目標	イ	ふるさと意識と郷土愛の醸成	2.7
施策	(38)	郷土愛を育む地域づくりを推進します。	

具体施策			評価
(38)-1	地域に根ざした民俗文化財の継承・育成に努めます。		3.0
(38)-2	親しみやすい文化財展や講座の開設により市民への普及啓発を推進します。		2.0
(38)-3	学校と連携して文化財講座等の歴史学習を実施します。		3.0

主な取り組みの成果

(38)-1	・各種指定文化財の所有者や民俗文化財の伝承団体への助成措置によって、指定文化財の適正な保存、維持管理、民俗文化財の伝承を図る一助となった。
(38)-2	・草津宿街道交流館では、春・夏・秋にテーマ展を開催、冬季には歴史発見塾講座(5回)を開催するなどし、来館者にふるさと意識を育んでもらう機会とした結果、特別企画展を実施した前年度実績を下回ったものの、特別企画展開催年次を除く平均年間入館者数を1,000人上乗せする組織目標(史跡草津宿本陣と両館で32,000人、うち13,500人)を達成した。
(38)-3	・学校・公民館等からの依頼に基づき、子ども達を対象とした郷土の歴史学習の支援に努めた。また、これまでに蓄積した文化財情報について学校現場での活用が促進されるよう、学習プログラムを作成した。小学校での出前授業2件、中学生の職場体験2件、現場説明会・子ども体験発掘1件などの事業を実施した。

今後の課題

(38)-2	・平成24年度は、平成23年度以前に行った特別展を契機に来館された新たな客層を拡充する必要があるが、会員数・来館者数ともに、減少を食い止める効果にとどまった感がある。館独自のホームページの活用や積極的な記者提供など、新規来館者獲得に向けた取り組みが必要である。
(38)-3	・大規模な発掘調査現場において良好な調査成果が得られたことから、現地説明会とともに子ども体験発掘を実施することができた。しかし、このような好条件は常にはないので、調査成果が少ないときの対応を検討する必要がある。 ・学校現場が主体的に活用できるようなプログラム等を作成したが、利用が少なかったため、今後は学校に対して働きかけていく必要がある。

取り組みの状況								
事業名	担当課	活動の概要	実績					評価
			項目	H23	H24	単位	推移	
(38)-1 文化財保護助成事業	文化財保護課	指定文化財所有者等に適正な保存、維持管理等のための助成措置を継続して実施した。	助成事業実施件数	21/21	20/20	件	→	a
(38)-2 草津宿街道交流館運営業務	草津宿街道交流館	草津宿を紹介する常設展示に加えテーマ展3回と各種歴史講座を開催した。	入館者数	17,185	13,871	人	↘	b
(38)-3 出前講座等の実施	文化財保護課	老上小学校・玉川小学校の出前授業等を行った。	実施件数	1	5	件	↗	a

外部評価委員の意見

基本方向	3	地域に豊かな学びを創る	評価
目標	⑧	文化・芸術の振興	B
具体目標	ウ	文化・芸術の振興	2.3
施策	(39)	市民が文化・芸術にふれる機会の拡充	

具体施策			評価
(39)-1	社会教育施設等での講座の充実を図ります。		2.0
(39)-2	文化・芸術団体の育成・支援を図り、文化イベントの充実を図ります。		2.0
(39)-3	文化・芸術の拠点となる施設の整備を進めます。		3.0

主な取り組みの成果

(39)-1・2	・俳句のまちづくり推進のために、俳句愛好者の拡大を目的として、ふるさと草津俳句会や青少年俳句大会、俳句入門講座を実施し、多くの市民の参加が得られた。
(39)-2	・市民の文化芸術活動や創作活動を支援するとともに、発表の機会と鑑賞の場を提供するため、「市美術展覧会」、「市民文化祭」「くさつ市民アート・フェスタ」は、多くの市民に親しまれる事業となっている。特に「市美術展覧会」は50周年を迎え、記念事業として各種イベントを実施し、来場者数は平成23年度を大きく上回ることができた。また、「市民文化祭」については、多様な舞台や作品展示により、市民に身近に文化芸術を鑑賞する機会を提供することができた。「くさつ市民アート・フェスタ」については、草津駅東側商店街の施設等を利用して、絵画や写真、パッチワーク等の展示、音楽の演奏会、いけばな等のワークショップを行い、市民に身近に文化芸術に触れ、体験していただくことができた。
(39)-3	・しが県民芸術創造館について県から市への移管の方向性が示されたことから、草津市文化機能等検討委員会を設置し、今後の市全体の文化芸術機能等のあり方について検討を行い、文化芸術機能等整備基本計画の策定に向けて進めている。

今後の課題

(39)-2	・俳句のまちづくり事業については、多くの参加が得られたものの、参加者数がやや減少傾向にあり、新たな参加者の拡大に向けて実施方法の見直しやPR等の工夫が必要である。
(39)-2	・市美術展覧会等の文化芸術事業については、参加者が増加傾向にあるが、ワークショップの活用等、次世代を担う若年層が文化・芸術に触れる事業への参加ができるような事業展開および周知方法の工夫が必要である。 ・「市民文化祭」については、広く参加者を募るため、一般公募枠の導入など、実施方法や内容の見直しを含めた検討を行う必要がある。
(39)-3	・しが県民芸術創造館の移管に向けての改修工事等をはじめとする諸条件の調整について、県との協議を進めるとともに、平成25年度に策定予定の文化芸術機能等整備基本計画に沿った施設整備を進める必要がある。

取り組みの状況									
事業名	担当課	活動の概要	実績					推移	評価
			項目	H23	H24	単位			
(39)-1俳句入門講座	生涯学習課	初心者向けの俳句講座を開催した。	受講者数	19	19	人	→	b	
(39)-2市美術展覧会	生涯学習課	市民の芸術作品の展覧会を開催した。	鑑賞者数	1,874	2,136	人	↗	a	
(39)-2市民文化祭	生涯学習課	市民の芸術・展示発表会を開催した。	参加団体	40	19 (※1)	団体	↘	b	
(39)-2くさつ市民アート・フェスタ	生涯学習課	商店街で市民の芸術作品の展示、音楽の演奏会を開催した。	出展・出演団体数	13	13	団体	→	b	
(39)-2青少年俳句大会	生涯学習課	小学5～中学3年生の俳句大会を開催した。	投句数	4,199	3,995	句	↘	b	
(39)-2ふるさと草津俳句会	生涯学習課	年に4回投句を募り、広報紙に入賞句を掲載した。	投句数	705	632	句	↘	c	
(39)-3文化芸術機能等検討業務	生涯学習課	草津市文化芸術機能等検討委員会を設置し、今後の施設整備の方向性やあり方について、検討を行った。	会議開催数		4	回	↗	a	

※1 平成24年度市民文化祭の参加団体については、台風接近により中止となり、2日目の舞台発表予定団体は出演していないため含めていない。

外部評価委員の意見

--

基本方向	3	地域に豊かな学びを創る	評価
目標	⑨	地域協働合校の推進	A
具体目標	ア	地域が支援する学校づくり	2.5
施策	(40)	地域による学校支援の推進	

具体施策			評価
(40)-1	地域の方が学校や幼稚園の教育活動を支援し、子どもと関わる取り組みを拡充します。		3.0
(40)-2	地域による学校支援システムの構築を進めます。		2.0

主な取り組みの成果	
(40)-1	・小・中学校地域協働合校推進事業において、学校の授業やクラブ活動等に地域の方に参加いただき、絵本の読み聞かせや楽器体験、伝統文化・料理等を継承する体験授業等を行った。また、農業体験や職場体験活動等の学校外の活動においても地域の方の協力を得て実施した。
(40)-2	・小・中学校地域協働合校推進事業において、地域の方や「ゆうゆうびとバンク」登録者の支援を得ながら、「地域が支援する学校づくり」を進めることができた。

今後の課題	
(40)-1,2	・協力者や事業内容の固定化がみられるため、地域住民が主体的に学校に関わっていけるような情報提供や発信、ネットワークづくりと、継続的に支援いただける事業展開が必要である。

取り組みの状況		実績						
事業名	担当課	活動の概要	項目	H23	H24	単位	推移	評価
(40)-1・2 地域協働合校推進事業	生涯学習課	地域の方に支援いただきながら小・中学校地域協働合校推進事業に取り組んだ。	支援いただいた地域の方の数	2.3	2.5	万人	↗	a
(40)-1・2 「ゆうゆうびとバンク」事業	生涯学習課	ゆうゆうびとバンク登録者が地域協働合校推進事業の指導者として参加した。	参加者割合	59.6	57.7	%	↘	b

外部評価委員の意見

基本方向	3	地域に豊かな学びを創る	評価
目標	⑨	地域協働合校の推進	B
具体目標	イ	地域で子どもが育つまちづくり	2.0
施策	(41)	子どもが参加する地域活動の推進	

具体施策			評価
(41)-1	日常的な地域活動に子どもが参加し、大人と共に活動できるようにします		2.0
(41)-2	学校教育と連携した地域活動を通して子どもの育成を目指します。		2.0

主な取り組みの成果

- (41)-1・2 ・学区・地区地域協働合校事業において、学校とも連携・協力し、公民館での宿泊体験や地域のまつりへの参加など、大人と子どもの協働による事業を行った結果、地域の大人が地域の子どもたちを知り、積極的に関わっていくきっかけとなっている。

今後の課題

- (41)-1・2 ・学区・地区地域協働合校については、平成25年度から地域一括交付金化により、まちづくり協議会がその推進組織となったことから、今後は、より各地域に合った事業展開と交付金の活用状況の確認に努めるとともに、情報提供を行いながら、効果的な事業展開に繋げていく必要がある。

取り組みの状況

事業名	担当課	活動の概要	実績					
			項目	H23	H24	単位	推移	評価
(41)-1・2地域協働合校推進事業	生涯学習課	子どもが地域活動に参加できるよう、学区・地区地域協働合校推進事業を実施した。	子どもの参加者数	9.6	9.6	万人	→	b

外部評価委員の意見

--

Ⅲ-4 「平成24年度教育委員会事務の点検・評価」結果一覧

	目標	具体目標	施策	担当課	目標評価	具体目標評価		
1 子どもの生きる力を育む	①健やかな心と体の育成	ア. 子育て支援の充実	(1)子育て支援の充実	(市長部局で補助執行)				
		イ. 就学前教育の充実	(2)就学前教育の充実					
		ウ. 豊かな心と人間性の育成	(3)交流活動や体験活動の充実	生学・学教	A	2.8		
			(4)道徳教育・人権教育の充実	学教				
			エ. 健やかな体の育成	(5)健やかな体づくりの推進			スポ保・学教	2.3
			オ. 子どもの安全・安心確保	(6)子どもの安全・安心確保			スポ保・学教	2.7
	②生活習慣と社会性の育成	ア. 家庭教育の啓発	(7)生活習慣形成のための啓発活動の推進	生学・学教	B	1.8		
		イ. 社会性を育む教育の充実	(8)規範意識・社会性を育てる学校教育の推進	学教・教研		2.4		
			(9)キャリア教育の推進	学教		3.0		
	③確かな学力の育成	ア. 学力の向上	(11)学力向上プログラムの実施	学教	A	2.6		
		イ. 学習意欲の向上	(12)電子黒板を活用した授業の推進	学教		2.7		
			(13)各界トップによる特別授業の推進	学教		2.5		
		ウ. 読書活動の推進	(14)読書活動の推進	生学・学教 図書館				
	2 学校の教育力を高める	④教職員の指導力の向上	ア. 教職員の研修と人材育成	(15)教職員研修の充実	学教・教研	A	3.0	
(16)目標マネジメント制度による人材育成				学教	3.0			
イ. 教員の授業力の向上			(17)全教員による電子黒板等を活用した授業の実施	学教・教研	2.3			
			(18)授業公開と授業研究の推進	学教・教研				
⑤学校経営の充実・向上		ア. 学校の経営力の向上	(20)特色ある教育課程の編成・実施	学教	A	2.7		
			(21)地域の活力を生かした学校経営	学教		3.0		
		イ. 教職員体制の充実	(22)教職員の指導体制の強化	学教		2.8		
			ウ. 学校支援体制の充実	(24)地域による学校支援の充実		生学・スポ保 学教		
⑥教育環境の充実		ア. 学校施設の整備	(25)学校等の施設・設備の整備	教総・整備室	A	2.3		
			イ. 学校ICT化の推進	(26)学校のICT化の推進		教総	2.7	
		ウ. 学校図書館の整備・充実	(27)学校図書館の機能充実	教総・学教 図書館		3.0		
			エ. 教育委員会の充実・改革	(28)開かれた行動する教育委員会		教総・生学	2.6	
		(29)教育制度のあり方に関する検討	教総・学教					
3 地域に豊かな学びを創る		⑦生涯学習・スポーツの充実	ア. 生涯学習・スポーツの充実	(30)生涯学習の機会の充実	生学・図書館	B	1.5	
	(31)生涯学習施設の整備・充実			生学				
	(32)学習ボランティアの育成・活用			生学				
	(33)誰もが参加できる環境学習の推進			生学・学教				
	イ. スポーツの振興		(34)市民の生涯スポーツ活動の支援	スポ保	2.9			
			(35)競技スポーツの振興	スポ保				
	⑧文化・芸術の振興	ア. 文化財の調査・整備・活用	(37)文化財の保護と活用	文化財・交流館	A	2.8		
		イ. ふるさと意識と郷土愛の醸成	(38)郷土愛を育む地域づくりの推進	文化財・交流館		2.7		
		ウ. 文化・芸術の振興	(39)市民が文化・芸術にふれる機会の拡充	生学		2.3		
	⑨地域協働学校の推進	ア. 地域が支援する学校づくり	(40)地域による学校支援の推進	生学・学教	B	2.5		
イ. 地域で子どもが育つまちづくり		(41)子どもが参加する地域活動の推進	生学	2.0				

※担当課名略称
 教総=教育総務課 整備室=教育施設整備室 生学=生涯学習課 少セ=少年センター スポ保=スポーツ保健課 文化財=文化財保護課
 交流館=草津宿街道交流館 図書館=図書館・南草津図書館 学教=学校教育課 教研=教育研究所

IV

草津市教育委員会の活動

IV 教育委員会の活動

教育委員			
役職名	4月1日～8月3日	8月21日～10月12日	10月13日～3月31日
委員長	上松健治	小西明	小西明
職務代理者	小西明	馬場輝代	馬場輝代
委員	馬場輝代	村山美智子	村山美智子
委員	村山美智子	-	麻植美弥子
教育長	三木逸郎	三木逸郎	三木逸郎

主な取り組みと活動															
教育委員会会議	開催状況（定例会12回・臨時会3回） ○審議案件および報告案件は、下表のとおりである。														
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 0 auto;"> <thead> <tr> <th style="width: 12.5%;">条例・規則</th> <th style="width: 12.5%;">予算</th> <th style="width: 12.5%;">人事・委嘱関係</th> <th style="width: 12.5%;">その他</th> <th style="width: 12.5%;">小計</th> <th style="width: 12.5%;">報告</th> <th style="width: 12.5%;">合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">16</td> <td style="text-align: center;">6</td> <td style="text-align: center;">15</td> <td style="text-align: center;">9</td> <td style="text-align: center;">46</td> <td style="text-align: center;">48</td> <td style="text-align: center;">94</td> </tr> </tbody> </table>	条例・規則	予算	人事・委嘱関係	その他	小計	報告	合計	16	6	15	9	46	48	94
	条例・規則	予算	人事・委嘱関係	その他	小計	報告	合計								
16	6	15	9	46	48	94									
※内容は、次ページに記載。 ○傍聴者は、延べ35人であった。															
教育委員会会議以外の主な活動	・教育委員会の大会・会議・研修会等	12回(延べ36人)													
	・式典等(入学式・卒業式・成人式・表彰式等)	8回(延べ38人)													
	・学校・教育関係機関の訪問等	1回(延べ5人)													
	・その他(教育委員会協議会等)	13回(延べ62人)													
※各月の教育委員会会議の会議録は、市のホームページで公開しています。 http://www.city.kusatsu.shiga.jp															

○平成24年度の活動総括

草津市教育委員会は、「開かれた行動する教育委員会」をモットーに、草津の教育の活性化に向けて、取り組みを進めた。

平成24年度は、新たに月1～2回程度、委員長ミーティングを実施し、事務局各課との意見交換を行うことで、事務局との情報共有と意思疎通を図る試みを行った。

また、学校・教育関係機関の訪問については、例年の方式ではなく、量より質にこだわった訪問とする試みを行った。具体的には、教育委員全員でひとつの学校を訪問し、管理職だけではなく、担当教諭や地域の学校協力者の方々と、座談会方式による密度の濃い意見交換のための時間を設けることで、普段の教育現場の声をより一層汲み取ることに努めた。

平成21年度から実施している協議会については、平成24年度においても、広範な教育的課題の中から、事前に協議会のテーマを設定して開催することにより、委員同士の議論を深めるとともに、会議内容の充実を図った。具体的には、「老上小学校の分離・新設」や「(仮称)野村スポーツゾーン整備」、また「いじめや体罰等の問題」など、次年度に取り組むべき問題のみならず、昨今の全国的な教育的課題についても、自由形式で議論を交わし、委員相互の共通理解と研鑽に努めた。

なお、定例会における会議の傍聴については、特定の議案が付議される会以外は、ほぼ毎回傍聴人がいるとはいえ、1名もしくは2名と少数であった。ホームページによる告知のみに頼らない会議の周知方法を模索するとともに、更なる会議における議論の活性化を必要とする。

平成24年度の活動の総括としては、新たな試みにより委員会の活性化と議論の充実に努めたが、この流れを停滞させることなく、より一層、教育委員と事務局、教職員と行政職員が協働して、「子どもが輝く教育のまち 出会いと学びの学びのまち くさつ」の実現に向けて取り組んでいく必要がある。

4月	<p>付議事項</p> <p>議第13号 臨時代理の承認を求めることについて</p> <p>議第14号 草津市立幼稚園規則の一部を改正する規則案</p> <p>議第15号 草津市スポーツ推進委員の委嘱につき議決を求めることについて</p> <p>議第16号 草津市図書館協議会委員の委嘱につき議決を求めることについて</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 平成24年度監査等実施計画について</p> <p>(2) 草津市文化財保存事業補助金交付要綱の一部改正について</p> <p>(3) 草津市立学校臨時教員に関する要綱の制定について</p> <p>(4) 草津市就学援助費給付要綱の一部改正について</p> <p>(5) 中学校学習指導要領の主な改訂内容とその対応について</p> <p>(6) 寄付受け入れ報告につい</p>
5月	<p>付議事項</p> <p>議第17号 草津市立社会体育施設条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて</p> <p>議第18号 草津市通学区域審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて</p> <p>議第19号 草津市通学区域審議会に諮問するにつき議決を求めることについて</p> <p>議第20号 平成24年度草津市一般会計補正予算に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 平成23年度公民館活動実績報告について</p> <p>(2) 第15回草津市民スポーツ・レクリエーション祭の開催について</p> <p>(3) 草津宿本陣四季彩々～夏の段～「本陣で奏でる箏の音コンサート」について</p> <p>(4) 草津市私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の一部改正について</p> <p>(5) 寄付受け入れ報告について</p>
6月	<p>付議事項</p> <p>議第21号 草津市社会教育委員の委嘱につき議決を求めることについて</p> <p>議第22号 草津市図書館協議会委員の委嘱につき議決を求めることについて</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 定期監査の結果について</p> <p>(2) 草津市学校給食センター改築工事（建築）の契約変更等について</p> <p>(3) 第28回「草津市青少年の主張発表大会」について</p> <p>(4) 「子どもが輝くブックトークコンサート」の開催について</p>
7月	<p>付議事項</p> <p>議第23号 草津市文化財保護審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて</p> <p>議第24号 草津市教育委員会の所管に属する職員の退職発令につき議決を求めることについて</p> <p>協議事項</p> <p>(1) 教育委員会事務の点検および評価の報告書（平成23年度）について</p> <p>(2) いじめ問題について</p> <p>(3) 教育委員の辞職について</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 草津宿街道交流館夏季テーマ展「むかしのお金」展の開催について</p> <p>(2) 史跡草津宿本陣「本陣楽座」「和っ！と楽しむ伝統芸能」について</p> <p>(3) 平成24年度「各界トップのスペシャル授業in草津」について</p> <p>(4) 寄付受け入れ報告について</p>
8月臨時	<p>付議事項</p> <p>議第25号 草津市教育委員の辞職につき同意を求めることについて</p>

8月	<p>付議事項</p> <p>議第26号 草津市立草津アマカホール条例施行規則の一部を改正する規則案</p> <p>議第27号 平成23年度草津市歳入歳出決算に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて</p> <p>議第28号 草津市スポーツ推進審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて</p> <p>議第29号 平成25年度使用教科用図書採択につき議決を求めることについて</p> <p>議第30号 平成24年度草津市補正予算に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 草津市立社会体育施設等指定管理者の募集について</p> <p>(2) 平成24年度草津市立各幼・小・中学校(園)運動会・体育祭の日程について</p> <p>(3) 寄付受け入れ報告について</p>
9月	<p>付議事項</p> <p>議第31号 平成23年度における教育に関する事務および執行状況の点検および評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出し、ならびに公表するにつき議決を求めることについて</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 草津市文化芸術機能等検討委員会設置要綱の制定について</p> <p>(2) 寄付受け入れ報告について</p>
10月臨時	<p>付議事項</p> <p>議第32号 草津市教育委員会教育長の任命につき議決を求めることについて</p>
10月	<p>付議事項</p> <p>議第33号 草津市社会体育施設条例施行規則の一部を改正する規則案</p> <p>議第34号 草津市立幼稚園・小学校および中学校の就学に関する規則の一部を改正する規則案</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 志津南小学校校舎棟増築工事(建築)に係る工事費変更について</p> <p>(2) 第10回チャレンジスポーツデーについて</p> <p>(3) 大定(おおじょう)木(ぎ)遺跡(草津市青地町)発掘調査出土人形について</p> <p>(4) 草津市対象地域の児童等自主活動学級実施要綱の一部改正について</p> <p>(5) 平成24年度「第50回草津市青少年美術展覧会」について</p> <p>(6) 平成24年度国際理解推進事業「わくわく異文化交流」について</p> <p>(7) 寄付受け入れ報告について</p>
11月	<p>付議事項</p> <p>議第35号 平成24年度草津市一般会計補正予算案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて</p> <p>議第36号 草津市立小・中学校の設置等に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて</p> <p>議第37号 草津市立社会体育施設指定管理者指定の議案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて</p> <p>議第38号 臨時代理の承認を求めることについて</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 平成25年度草津市成人の日記念式典および20歳のつどいについて</p> <p>(2) 平成25年度草津市立幼稚園園児募集結果について</p> <p>(3) 寄付受け入れ報告について</p>
12月	<p>付議事項</p> <p>議第41号 草津市スポーツ推進審議会委員の委嘱につき議決を求めることについて</p> <p>議第42号 草津市通学区域審議会委員の委嘱および任命につき議決を求めることについて</p> <p>報告事項</p> <p>(1) 工事監査の結果について</p> <p>(2) 中沢遺跡出土鉄形石について</p> <p>(3) 「くさつ・歴史発見塾」の開催について</p> <p>(4) 寄付受け入れ報告について</p>

1月	<p>付議事項 議第1号 草津市立図書館管理規則および草津市立南草津図書館管理規則の一部を改正する規則案</p> <p>報告事項 (1) 第58回草津市駅伝競走大会の開催について (2) 寄付受入れ報告について</p>
2月	<p>付議事項 議第2号 平成25年度草津市一般会計予算に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて 議第3号 平成25年度草津市学校給食センター特別会計予算に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて 議第4号 草津市附属機関設置条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて 議第5号 草津市名誉市民条例等の一部を改正する条例案に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて 議第6号 平成24年度草津市一般会計補正予算に対する意見を市長に申し出るにつき議決を求めることについて</p> <p>報告事項 (1) インフルエンザの流行による幼・小・中学校(園)の臨時休業の状況について (2) 体罰等について (3) 寄付受入れ報告について</p>
3月臨時	<p>付議事項 議第7号 県費負担教職員の定期人事異動に伴う校長の任免の内申につき議決を求めることについて</p>
3月	<p>付議事項 議第8号 草津市教育委員会附属機関運営規則案 議第9号 草津市教育委員会市民参加条例施行規則案 議第10号 草津市教育委員会教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則案 議第11号 草津市教育委員会の事務局の組織に関する規則の一部を改正する規則案 議第12号 草津市立少年センター条例施行規則の一部を改正する規則案 議第13号 草津市立教育研究所規則の一部を改正する規則案 議第14号 平成25年度草津市教育行政の重点施策案 議第15号 平成25年度公民館活動基本方針案 議第16号 教育財産の取得を市長に申し出るにつき議決を求めることについて 議第17号 草津市スポーツ推進委員の委嘱につき議決を求めることについて 議第18号 草津市文化芸術機能等検討委員会委員の委嘱につき議決を求めることについて</p> <p>報告事項 (1) 定期監査の結果について (2) 志津南小学校校舎棟増築工事(建築)に係る工事費変更について (3) 草津市スポーツ振興計画の点検・評価結果について (4) 子どもが輝く学校教育充実プログラムについて (5) 寄付受入れ報告について</p>

平成25年7月30日

教育委員会定例会報告書

草津市教育委員会

報告事項

- (1) 草津市学校給食センター運営懇談会開催要綱について
- (2) 草津市学校給食センター物資選定懇談会開催要綱について
- (3) 草津市学校給食センター献立作成懇談会開催要綱について
- (4) 前島密直筆書簡の発見及び草津宿街道交流館特別企画「前島密直筆書簡展」の開催について
- (5) 平成 25 年度「各界トップのスペシャル授業 in 草津」について
- (6) 寄付受入れ報告について

草津市学校給食センター運営懇談会開催要綱

(目的)

第1条 草津市学校給食センター運営懇談会（以下「懇談会」という。）の開催に必要な事項を定めることにより、学校給食センターの円滑な運営を図ることを目的とする。

(懇談会の委員)

第2条 懇談会は、委員25人以内で開催する。

2 懇談会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委託する。

- (1) 小学校長
- (2) P T Aを代表する者
- (3) 滋賀県草津保健所から選出された者
- (4) 小学校指導主任代表
- (5) 学識経験を有する者
- (6) その他教育長が必要と認める者

(座長等)

第3条 懇談会における座長は、委員の互選により定める。

2 座長は、懇談会の進行を行う。

3 座長に事故あるときまたは座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の開催に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は平成25年7月1日から施行する。

草津市学校給食センター物資選定懇談会開催要綱

(目的)

第1条 草津市学校給食センター物資選定懇談会（以下「懇談会」という。）の開催に必要な事項を定めることにより、学校給食にふさわしい物資を選定することを目的とする。

(懇談会の委員)

第2条 懇談会は、委員10人以内で開催する。

2 懇談会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委託する。

- (1) 小学校給食指導主任
- (2) PTAを代表する者
- (3) 学校栄養職員
- (4) 学識経験を有する者
- (5) その他教育長が必要と認める者

(座長等)

第3条 懇談会における座長は、委員の互選により定める。

2 座長は、懇談会の進行を行う。

3 座長に事故あるときまたは座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の開催に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は平成25年7月1日から施行する。

草津市学校給食センター献立作成懇談会開催要綱

(目的)

第1条 草津市学校給食センター献立作成懇談会（以下「懇談会」という。）の開催に必要な事項を定めることにより、栄養量の確保、安全食の供給、価格の適正、施設や設備等調理人員や児童の嗜好に応じた幅広い献立を作成することを目的とする。

(懇談会の委員)

第2条 懇談会は、委員10人以内とする。

2 懇談会の委員は、次の各号に掲げる者のうちから教育長が委託する。

- (1) 小学校給食指導主任
- (2) PTAを代表する者
- (3) 学校栄養職員
- (4) 学識経験を有する者
- (5) その他教育長が必要と認める者

(座長等)

第3条 懇談会における座長は、委員の互選により定める。

2 座長は、懇談会の進行を行う。

3 座長に事故あるときまたは座長が欠けたときは、あらかじめ座長が指名する委員がその職務を代理する。

(委任)

第4条 この要綱に定めるもののほか、懇談会の開催に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

付 則

この要綱は平成25年7月1日から施行する。

提供年月日	平成 25 年 7 月 19 日
担当部署	草津宿街道交流館
所属長	八 杉 淳
担当者	森本 英令奈
連絡先	077-567-0030 (月曜休館)

日本近代郵便の父・前島密の

明治政府の内情を書き綴った年賀状を発見！

このほど、草津宿関係文書調査を進めるなかで、一円切手の肖像で知られ、“日本近代郵便の父”と称される前島密（まえじま ひそか）の書状が 20 点発見されました。書状が見つかったのは、江戸時代中期以降、草津宿において宿役人を勤め、明治になると関西での郵便制度の確立や、草津での郵便局開設に尽力した山内家で、前島密と親交が深かった山内頼富にあてた書簡です。そのなかには、明治政府の内情を書き綴った年賀状や、山内頼富の辞職に関して前島が相当気を遣っている様子をうかがう内容のものがありました。



1. いつの時期のもの… 明治 3 年（1870）から明治 13 年までの書簡
2. 点数は… 今回確認されたのは 20 点

前島密の郵便創業期の歴史にかかわる自筆書状の点数は、全国的にみて数は少なく、逓信総合博物館の所蔵する前島書状は 90 点ほどあります。しかし、今回発見されたものは、大半が明治初期（明治 10 年以前）のもので、全国的にみて大変稀少であり、逓信総合博物館でもこの時期のものは数通を数えるのみです。また、逓信総合博物館の所有する前島密資料は前島の遺品が中心で、書簡類なども伊藤博文や大久保利通が前島に宛てて書いたものが多いのが実情です。

3. 内容は… 今回発見された 20 点のうち、駅逓関係の公的なもの 12 点と、山内頼富との個人的な付き合いのもの 8 点に分けられます。
4. 注目されるのは…

○明治 6 年の年賀状 明治政府の内部事情が記されており、明治 6 年（1873）に辞職した大蔵大輔井上馨・大蔵省三等出仕渋沢栄一らが、実は明治 5 年の年末には辞表を出していたことを書き綴っています。

○山内頼富の辞職を残念がり、気遣ったもの 明治 8 年（1875）6 月、駅逓寮（のちの郵政省）大阪出張所の駅逓取締役で、前島密に次ぐナンバー 2 の地位にあった山内頼富が、郵便物の不配や書留郵便の横領など、大阪駅逓寮の椿事の責任を取

って辞職します。この辞職は大阪駅遞寮を預る山内にとっては止むを得ないことですが、前島密は非常に残念がり、また山内に対して相当気を遣っている様子が読み取れます。山内が辞表を出した日に、前島が人目を避けて内談したいと書き送っていることや、健康に留意して再度復帰の日を待つてほしいなど、前島にとって郵便制度創設時に、労苦をともにした山内を気遣う内容のものです。そして、4年後の明治12年に復帰を果たした山内頼富への駅遞局長・内務少輔前島密名の辞令書もあります。

5. 今回の発見について、資料の評価は？

○草津宿街道交流館として… 幕末から維新时期の変革期に、今日の郵便制度の礎となる近代郵便制度創設の実務に携わった山内頼富が草津の出身であること、そして山内頼富は、日本近代郵便の父と呼ばれた前島密と親密な関係にあり、前島が山内頼富の手腕に大きく期待を寄せ、制度を運用していくうえでも山内を重用していたことや、公務を超えて2人の親交が深かったことが今回発見された書簡からうかがうことができます。そして、これらの事実が、草津の近代史の1ページに重みを増すものであると考えています。

○郵便研究史上では…

本書簡について、前島密の自筆書簡類の残存点数などを含め、内容や資料価値等について、郵政史研究の専門家である逓信総合博物館・井上卓朗郵便資料部担当部長兼主席資料研究員に相談し、「郵便史研究会」においても検討をいただきました。

井上卓朗主席資料研究員のコメントは、

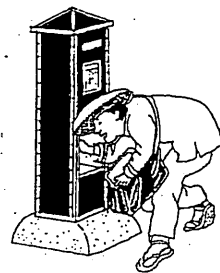
①宿駅改革と郵便創業の実行者のナンバー1とナンバー2のやり取りがよくわかる、大変貴重な資料であると思われます。

②前島の一番実務的に活動した時期の貴重な資料であり、今日まで知られていない事実（明治政府の内情や前島・山内の親交の深さ）などが浮かび上がってくると思われます。

そして、郵便制度初動期の情勢の一端がうかがえる貴重な資料であるという評価をいただいております。

今後、郵便史研究会でもこれらの書状に注目しつつ、さらに検討を進めていきたいということです。

書状は 平成25年7月23日（火）～9月1日（日）まで
草津宿街道交流館で順次展示します。



平成25年度

学校教育パイオニアスクールくさつ推進事業（学校改革推進事業）にかかる

「各界トップのスペシャル授業 in 草津」実施要項

草津市教育委員会

1. 趣 旨
- 草津市では、平成21年度から各校に大学の学長や芸術家・企業経営者等、様々な分野で活躍するスペシャリストを招いての特別授業を行ってきた。
- そのねらいとするところは、児童生徒に高い志や夢・希望を持つこと、それらを実現するために努力すること、社会に貢献すること等の大切さを実感的に学ばせることにある。また、これまでの実践から、講師の心動かされる話や技、人間性に触れることを契機に、児童生徒の学習意欲も喚起されるようになってきている。
- 本年度は、「理数」・「環境」・「ものづくり」の3分野をテーマにして、さらなる充実を図る。「学校教育パイオニアスクールくさつ推進事業」の中で取り組むことで、創造的で特色ある教育、新しい時代の要請に応える教育の実現をめざし、各校の教育目標の達成に向けての有用な手がかりにしようとするものである。
2. 目 的
- ・「理数」・「環境」・「ものづくり」にかかわって、各界の第一線で活躍する専門家や達人を招聘して特別授業を行い、児童生徒の夢や希望をはぐくみ、学習意欲の向上や進路選択にかかわる能力の育成を図る。
 - ・教育課程に「本物との出会い」を体験させる特別授業を位置づけ、学校教育の活性化を図る。
3. 期 日
- 平成25年9月～平成26年2月
4. 会 場
- 草津市内各小中学校
5. 主 催
- 草津市教育委員会
6. 実施計画の概要
- (1) 日 程
- | | |
|-------|-----------------|
| 6月 | 講師と実施校の決定 |
| 7月～8月 | 講師と実施校の打ち合わせや連絡 |
| 9月～2月 | スペシャル授業実施 |
- (2) 対 象
- ・市内小中学校の児童生徒（学年単位以上での実施とする。）
 - ・学校の実態に応じて、保護者の参加も検討する。
- (3) スペシャル授業の内容
- ・授業時間は、質疑応答なども含め原則60分間程度。
 - ・13授業（別紙一覧・資料 参照）

(4) 教育課程上の位置づけ

- ・各教科、道徳、総合的な学習の時間 等

(5) 草津市教育振興基本計画における位置づけ

- ・目標3. 確かな学力の育成 の施策13.

(6) 経 費

- ・講師謝礼は、学校教育課が予算の範囲内で負担する。

(7) その他

- ・講師と実施校の決定は、学校の希望および「学校教育パイオニアスクールくさつ」の概要を考慮して、学校教育課で調整する。
- ・講師との打ち合わせについては、学校教育課が別途、当該実施校に指示する。
- ・授業終了後1週間以内に、学習の成果や課題、児童の感想や授業中の写真等を、学校教育課まで報告する。(様式不問) あわせて、講師あて礼状を送付する。

平成25年度パイオニアスクールくさつ推進事業にかかる
「スペシャル授業in草津」実施校・講師一覧

	授業実施校	分野	講師名	専門・所属	紹介
1	志津南小学校	理数	ホツタ アキツ 堀田 秋津	京都大学 iPS細胞研究所 初期化機構研究部門 堀田研究室 主任研究員(助教)	2012年ノーベル生理学・医学賞を受賞した山中伸弥教授の研究グループの主要メンバー。iPS細胞を用いた遺伝子治療の研究を進めている。
2	草津第二小学校	理数	ヒガンダ ヒロシ 東田 大志	パズル研究者	京都大学在学中にパズル同好会を創設した。パズル作家としても活躍する。著書に「京大・東田式日本語向上パズル」(小学館)など。
3	南笠東小学校	理数	子どもの理科離れをなくす会	科学教育 科学を通じた人間教育・人材育成事業	科学実験教室・ロボットを使った科学教育・科学実験によるテレビ会議システムの有効活用事例提供などを行っている。
4	笠縫小学校	理数	宇宙航空研究開発機構(JAXA) 宇宙教育センター	航空宇宙開発政策を担う 研究・開発機関	「宇宙」に関わる連携授業を全国各地で展開する。昨年度の本事業でも2校に招聘し、渋川小ではJAXA初めての遠隔授業を行った。
5	老上小学校	理数	マツウラ ヒロシ 松浦 博	滋賀医科大学 生理学講座(細胞機能生理学)教授	細胞機能生理学の分野で、心臓のしくみや動きについての研究をしている。「命の大切さを考える授業にしたい」とのことである。
6	矢倉小学校	理数	チヂワ リウエイ 千々岩 良英	文部科学省初等中等教育局教育課程課長補佐	国の理科教育支援施策に関わる職務を歴任する。教育現場の状況に詳しく、理科の学力向上をめざす施策に携わる。
7	志津小学校	理数	シンドウ ヒデオ 進藤 秀夫	独立行政法人産業技術総合研究所 企画副本部長	大学などで、グローバル人材育成や産官学連携にかかわる講演を行う。次世代を育てる活動にも積極的に取り組んでいる。
8	笠縫東小学校	環境	カウ トシコ 加藤 登紀子	シンガーソングライター	琵琶湖に関わる音楽活動で滋賀県との関わりが深い。UNEP親善大使・佐渡トキ環境親善大使などを歴任、環境保護活動に取り組んでいる。
9	玉川小学校	環境	オオタ ケイイチ 大田 啓一	滋賀県立大学理事長/学長 環境科学部生態学科教授	河川によって湖沼や沿岸海洋に運ばれた土壌粒子や汚染物質などが、水中の生き物や太陽光によって分解・除去される仕組みを研究している。
10	渋川小学校	環境	ミヤガキ ヒロシ 宮垣 均	豊岡市コウノトリ共生課	コウノトリの保護を行政としてサポートする。野生復帰大作戦、生き物調査、湿地・ビオトープの設置などを推進し、環境教育にも取り組んでいる。
11	草津小学校	ものづくり	オホハラ タツキ 大平 貴之	エンジニア プラネタリウムクリエイター	大学在学中にレンズ投影式プラネタリウムを完成させ、話題になる。「メガスター」などさまざまなプラネタリウムを開発・製作し、投影活動を行う。
12	山田小学校	ものづくり・ 環境	カワムラ サダオ 川村 貞夫	立命館大学理工学部 ロボティクス学科教授 先端ロボティクス研究センター長	水中ロボットや極軽量ロボットシステムなどを研究する。琵琶湖の水中探査・調査ができ、環境保全に貢献するロボットの開発を進める。
13	常盤小学校	ものづくり・ 環境	サカキハラ シゲル 榊原 茂	京都水族館長	2012年3月から初代館長。「水と共につながる、いのち。」をコンセプトにして、京都の自然や環境を意識した水族館づくりに取り組んでいる。

寄付受け入れ報告

寄付品目	数量	単価円	価格円	住所・氏名等	寄付年月日	受納場所
かぶとの森 建屋一式	1	69,895	69,895	草津市野路九丁目6-12 玉川小学校教育振興会	平成25年 7月20日	玉川小学校
小計			69,895			
合計			69,895			